政策研究報告

都市近郊型農泊の継続性確保

―横須賀西海岸モデルの可能性―

平成 30 年３月
横須賀市都市政策研究所

目次

はじめに 1

第１章　農泊の社会的背景..... 3
　１．農村振興策としての農泊..... 3
　２．農山漁村宿泊体験施策を中心として捉えた農政の動向..... 4
　　１）都市農村交流施策期（第Ⅰ期・第Ⅱ期）..... 4
　　２）ＧＴ政策導入・宿泊体験施策期（第Ⅲ期・第Ⅳ期・第Ⅴ期）..... 4
　３．都市地域と農山漁村地域の交流に関する意識（全国調査）..... 7
　４．まとめ 9

第２章　都市近郊型農泊の位置付け..... 10
　１．農山漁村宿泊体験受入タイプ..... 10
　２．農山漁村宿泊体験受入の事例..... 13
　　１）スキー観光転換型民宿..... 13
　　２）初期農家民宿..... 13
　　３）新規農家民宿..... 14
　　４）都市近郊型農泊..... 15
　　①　一般社団法人みなかみ町体験旅行..... 15
　　②　株式会社大田原ツーリズム..... 16
　　５）地方農村型農泊..... 17
　　①　一般社団法人近江日野交流ネットワーク..... 17
　　②　一般社団法人南島原ひまわり観光協会..... 17
　３．まとめ 18
　　１）宿泊体験受入タイプの類型..... 18
　　２）都市近郊型農泊の位置付け..... 18

第３章　横須賀西海岸地区の農泊の現状 19
１．横須賀西海岸地区の現状 19
２．横須賀西海岸地区の農泊の成立過程 22
１）第Ⅰステージ　―発足期― 22
２）第Ⅱステージ　―準備・トライアル期― 24
①　土産物開発と他農泊事例の視察 24
②　トライアル農泊 24
３）第Ⅲステージ　―農泊受入初期― 24
４）第Ⅳステージ　―実践期― 25
①　インバウンド体制づくり 25
②　受入客の増加 25
３．運営の実態 26
１）横須賀西海岸体験たび推進協議会の構成 26
２）横須賀西海岸地区の農泊の仕組み 26
３）地域住民による土産品開発 28
４．体験プログラムの事例 29
１）農泊スケジュール 29
２）受入家庭の対応事例 31
①　ヒアリング結果 31
②　共通の意思決定と横須賀西海岸の農泊スタイルの形成 31
５．まとめ 33
１）横須賀西海岸地区の農泊の効果と成立要因 33
２）横須賀西海岸地区の農泊の課題 33

第４章　今後の可能性と展望 34
１．都市近郊型農泊としての横須賀西海岸モデルの可能性 34
２．展望 35
１）法人化の検討 35
２）体験メニューの多様化 38
３．おわりに 39

参考文献 40

はじめに

近年、都市住民が家業体験や味覚体験等で農漁家の日常を体験する「農山漁村宿泊体験」が全国各地の農山漁村地域で展開されている。

都市側は、子どもの教育資源として宿泊体験を捉える傾向にあり、修学旅行等に取り込む学校が増えている[1]。一方、受入側の農山漁村地域は、地域の過疎や少子高齢化を背景に地域振興策として取り組む場合が多い。

農業と漁業の両方が盛んな横須賀市の西地区は、農山漁村宿泊体験の舞台として想定される農山漁村地域や過疎地域ではないものの、高齢化や後継者不足といった課題を抱えている。このような中、当該地区では、大都市近接性を有しながら農業と漁業が同地域で営まれている本市の特性を生かした「都市近郊型農泊」が住民主導で取り組まれている。

現状では受入客は順調に増えているものの、高齢化を背景に事業の継続性確保が課題である。市としても、地域活性化や交流人口増加の観点から、今後もこうした取り組みが継続して運営されることが望ましいと考える。

このような背景から本稿では、横須賀市の豊かな自然を活用した西海岸地区の農泊の実態と他地域での類似の取り組みを把握し整理することで、今後も継続して取り組んでいくための方向性を明らかにすることを目的とし、今後の可能性について考察する。

本稿の構成は、第１章で農山漁村宿泊体験である農家民宿や農泊の社会的背景を整理し、第２章で全国の先進事例の特徴を整理し「都市近郊型農泊」を位置付ける。第３章では、西海岸地区の農泊の現状把握から継続性に関する課題を抽出する。最後に第４章で、都市近郊型農泊における横須賀西海岸モデルの可能性について考察する。

[1] 佐藤（2010）p. 18 参照。

図表１　横須賀西海岸地区の農泊取り組みエリア

出所）横須賀西海岸地区体験たび推進協議会資料

写真１　長井漁港

出所）横須賀市都市政策研究所撮影

写真２　横須賀西海岸体験たび推進協議会のパンフレット

出所）横須賀西海岸体験たび推進協議会提供

第１章　農泊の社会的背景

本章では、農山漁村宿泊体験に係る国等の施策の動向を捉え、農泊の政策的位置づけを行う。また、内閣府のアンケート結果から、近年の都市農村交流に対する意識調査結果を確認する。

１．農村振興策としての農泊

農村振興策における取り組みとして「都市と農山漁村の共生・対流」がある。グリーン・ツーリズム[2]（以下、ＧＴ）のほか農山漁村における定住・半定住等を含む広い概念であり、都市と農山漁村を双方向で行き交う新たなライフスタイルの実現を目指すものである[3]。

図表２は、「都市と農山漁村の共生・対流」の概念図であり、横軸に滞在期間、縦軸に来訪目的を置き、それぞれの事業の位置を視覚的に捉えている。農山漁村宿泊体験[4]である「農家民宿」や「農泊」は滞在期間が一時的であり、体験要素が強い。大枠では「都市と農山漁村の共生・対流」の取り組みの中にあり、さらにはＧＴの一形態として位置付けられる。

図表２　都市と農山漁村の共生・対流

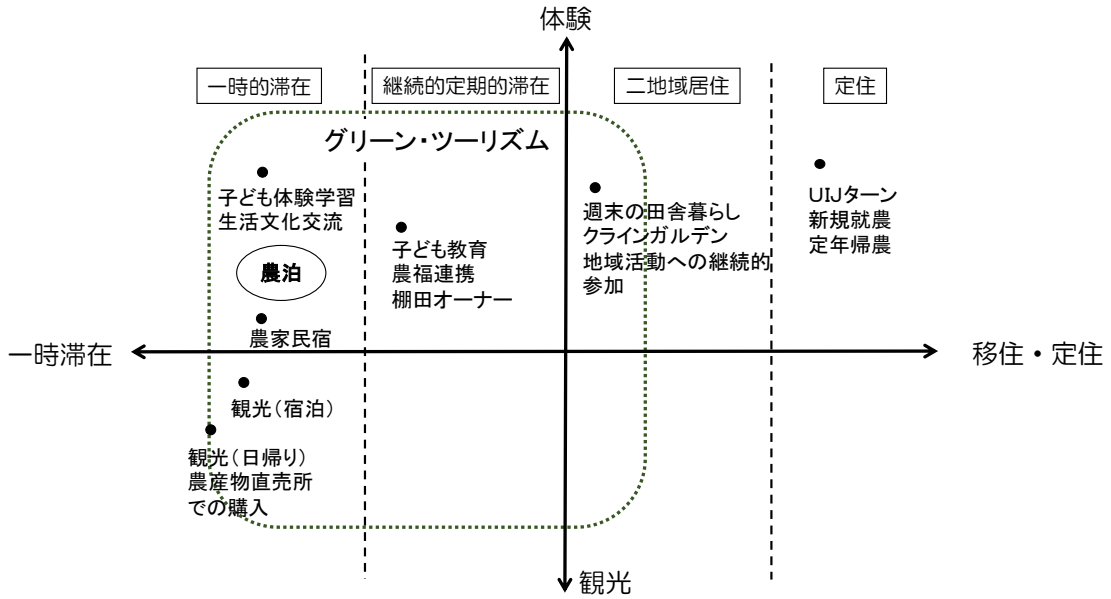

出所）農林水産省（2012）「平成 24 年度 食料・農業・農村白書」p.298、図 4-3-1 を参考に作成

[2] GTとは、「緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動」とされる。日本におけるGTの萌芽は、農林水産省の諮問機関であるグリーン・ツーリズム研究会による中間報告書「グリーン・ツーリズムの提唱 ―農山漁村で楽しむゆとりある休暇を―」(1992 年)にあり、GTについて定義されている。また、EU諸国における本来のＧＴと区別し、限定的に「日本型ＧＴ」と表現する場合がある。

[3] 農林水産省ホームページより転載。http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose_tairyu/k_kyotai/

[4] 農林水産省では、本稿における「農山漁村宿泊体験」を「農泊」と表現している。本稿では、旅館業法との関わり等を整理するため、農家民宿と農泊に分けて表記する。

２．農山漁村宿泊体験施策を中心として捉えた農政の動向

図表３は、農山漁村宿泊体験施策を中心として捉えたＧＴ農政の動向である。関連する施策の流れは、1994 年に制定された「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（以下、ＧＴ法）により大きく変わる。

ＧＴ農政の前史である 1970～1980 年代の都市農村交流施策期（第Ⅰ期、Ⅱ期）は、都市側による農山漁村地域の開発が主流である。ＧＴ農政導入後の 1990 年代となるＧＴ政策導入・宿泊体験施策期（第Ⅲ期、Ⅳ期、Ⅴ期）は、観光よりも交流が強調されハード整備だけではなくソフト面にまで政策対象が及んでいる[5]。

また、図表２で示したように、ＧＴは「都市と農山漁村の共生・対流」の中に位置づけられており、都市農村交流とほぼ同義で扱われている。

１）都市農村交流施策期（第Ⅰ期・第Ⅱ期）

第Ⅰ期の都市農村交流の萌芽期では、農林漁家の経済安定化と都市生活者への休養場所の提供を目的に、全国に自然休養村及び観光農園が整備された。一方、地域発の産業おこしとして、地方自治体を中心に姉妹都市交流、産直交流、山村留学などの活動が出始めている。

第Ⅱ期は都市農村交流政策化期であり、第Ⅰ期の現場レベルでの都市農村交流活動が農政の対象へと発展している。農林水産省の「農村と都市の交流促進事業」（1984 年）により全国の農山村に交流施設が建設され、リゾート法（1987 年）以降は都市の大型資本による外来型の農村開発が進んだ[6]。

２）ＧＴ政策導入・宿泊体験施策期（第Ⅲ期・第Ⅳ期・第Ⅴ期）

第Ⅲ期以降の宿泊体験施策の始まりは、1994 年のＧＴ法でと「農林漁業体験民宿登録制度」（1995 年）である。これは、国が定めた登録機関が基準を満たし登録を希望する宿泊施設を「農林漁業体験民宿」として登録し、支援するものである[7]。

しかし、農林漁業体験民宿業は、旅館業法の許可を要すため、客室延床面積 33 ㎡以上等の基準がハードルとなり、開業が進まない状況であった。

このような状況に風穴を開けたのが、大分県の取り組みであった。大分県宇佐市では、農泊発祥の地とされる「安心院町グリーン・ツーリズム研究会」主導の会員制農村民泊が 1996 年から取り組まれている。当時会員制とした理由は、旅館業法に触れないようにとの配慮からだったが[8]、2002 年３月 28 日に大分県生活環境部長から県内保健所長への通知文書「グリーン・ツーリズムにおける農家等民宿に係る旅館業法及び食品衛生法上の取扱について」により『農山漁村体験旅行に伴う農家等の宿泊施設を原則として旅館業法による簡易宿所営業の許可対象とし、食品衛生法上も自炊型・体験型であれば飲食店営業の許可が不要』と

---

[5] 農林水産政策研究所（2015）、佐藤（2010）pp. 86-90 参照。
[6] 第Ⅰ期と第Ⅱ期に関する記述は、佐藤（2010）pp. 87-89 参照。
[7] 佐藤（2010）p. 89 参照。初年度の 1995 年には全国 556 軒の宿泊施設が登録された。
[8] 宮田（2010）参照。

され、規制緩和の形で簡易宿所営業として認められた。

第Ⅳ期の農家民宿・農泊促進期では、安心院町の農村民泊が簡易宿所営業として許可されたことをきっかけに、2003 年以降旅館業法施行規則の一部改正[9]や食品衛生法[10]、消防法[11]の施設基準等の全国的な規制緩和の動きが広がり、農家民宿の開業時のハードルが下がった。

第Ⅴ期の宿泊体験拡大期では、2008 年にスタートした農林水産省・文部科学省・総務省・環境省[12]の「子ども農山漁村交流プロジェクト」により、子どもが農山漁村に関わることで得られる成長効果と受入側の農村の活性化を期待し、小学生の農漁家での宿泊・農業体験を推進している。従来のＧＴ農政とは異なり対象を子どもに絞っており、小学生対象の農山漁村宿泊体験に対し助成を行うものである。以降、農山漁村宿泊体験受入地域が増加している。

また、2017 年３月に閣議決定した「観光立国推進基本計画」では、2020 年までに農泊地域を 500 に増やす方針を掲げており、訪日外国人をターゲットとした農泊の普及に向け国も力を入れている[13]。

以上、ＧＴを支える中心的役割として、また、インバウンド促進の手段としても、農泊や農家民宿を含む農山漁村宿泊体験の有効性に期待が持たれていることが分かる。

図表３　農山漁村宿泊体験に係るグリーン・ツーリズム農政の展開

時期				農政・現場の動き
都市農村交流施策	1970年代	第Ⅰ期	都市農村交流の萌芽期	1971年 「自然休養村整備事業」の実施による自然休養村と観光農園の設置 姉妹都市交流、産直交流、山村留学など
	1980年代	第Ⅱ期	都市農村交流政策化期	1984年 農村と都市の交流促進事業による交流施設の増加 1987年 「リゾート法」
GT政策導入・宿泊体験施策	1990年代	第Ⅲ期	農林漁業体験民宿政策化期	1994年 「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（GT法）」制定 1995年 「農林漁業体験民宿登録制度」による農林漁業体験民宿の整備 1999年 「食料・農業・農村基本計画」にGTを含む都市農村交流の促進を明記
	2000年代	第Ⅳ期	農家民宿・農泊促進期	2002年 「食と農の再生プラン」を受け設置された「都市と農山漁村の共生・対流に関する副大臣プロジェクトチーム（オーライ！ニッポン）」を中心に「都市と農山漁村の共生・対流」に関する各種施策が講じられる 2003年 農林漁業体験民宿の規制緩和 2007年 エコツーリズム推進法
		第Ⅴ期	宿泊体験拡大期	2008年 「子ども農山漁村交流プロジェクト」実施 2009年 地域おこし協力隊

出所）農林水産政策研究所（2015）「子供農山漁村宿泊体験の現状と課題－宿泊体験受入者の意向調査及び実態調査結果－」p. 3、佐藤（2010）「都市農村交流と学校教育」p. 87 表 3-1 を基に作成

[9] 農林漁業者が営む農林漁業体験民宿業に限り客室延床面積 33 ㎡未満で簡易宿所営業許可を取得可能。
[10] 厚生労働省・農林水産省から都道府県等に対し条例の改正の検討や弾力的な運用について要請。
[11] 消防庁の判断により、誘導灯、誘導標識、火災報知器を設置しないことが可能。
[12] 環境省は 2014 年度からの参加である。
[13] 本計画で掲げる農泊は、農山漁村における農家民宿や古民家活用宿泊施設等多様な宿泊手段を含んでおり、本稿で表現している「農山漁村宿泊体験」に該当する。

【コラム】　近年の「民宿」・「民泊」・「農泊」を巡る認識に係る整理

宿泊業を反復継続して有償で行うためには旅館業法の許可が必要である。旅館業法第２条では、営業形態がホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業の４つに分類され、一般的に民宿や農家民宿は簡易宿所として営業している。ただし、農家民宿は 2000 年代以降に開業促進を目的に全国規制緩和が進んだため、一般的な民宿に比べ開業が容易である。

また、簡易宿所（民宿・農家民宿）と民泊（住宅宿泊事業法）の違いは、旅館業法に基づいているか否かである。従来、法的に民泊を営業するためには、簡易宿泊所の営業許可を得るか、特区民泊やイベント民泊でしか取り組めなかったが、2018 年６月 15 日に施行される「住宅宿泊事業法」により、年間営業日数制限等の条件付きにより住宅で人を宿泊させることが認められた。

最後に、農泊は農山漁村地域でホームステイする場合を指し、宿泊料は徴収できないため会費や体験料等の名目で対価を得る仕組みとなっている。

簡易宿所（民宿）と民泊と農泊に関する要件

	簡易宿所		特区民泊（大田区、大阪府、大阪市、北九州市）（注1）	民泊（注2）		イベント民泊	農泊
	民宿、ゲストハウスなど	農家民宿					
法律・ガイドライン・計画	旅館業法	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（GT法）（1994年） 農林漁業体験民宿登録制度	国家戦略特別区域法13条 旅館業法の特例	住宅宿泊事業法（2017年6月16日公布、2018年6月15日施行）		イベント民泊ガイドライン(2016年4月)	子ども農山漁村交流プロジェクト（2008年） 観光立国推進基本計画（2017年）
行政手続き	事業者	事業者	事業者	家主居住型	家主不在型	家主	家主
				家主	管理業者		
	都道県知事の許可（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）		特定認定申請（窓口は各自治体により異なる）	都道府県知事又は保健所設置市等の長へ届出（家主不在型は国土交通大臣の登録が必要）		地方公共団体の公募へ申込み	地域毎による
年間営業日数制限	なし	なし	なし	180日（自治体により異なる）		なし	なし
最低宿泊制限	なし	なし	2泊3日以上	なし		なし	なし
住居専用地域営業	不可	可	自治体により異なる	可		可	可
建物用途変更	100㎡以上	小規模で避難上支障が無ければなし	なし	なし		なし	なし

注１）2017 年 12 月９日時点の情報にて作成。
注２）本稿発行の 2018 年３月時点では、民泊を行うには旅館業法に基づき許可を受ける必要がある。

出所）中尾（2008）、厚生労働省(2017)、厚生労働省医薬・生活衛生局　他３局（2017)を基に作成

３．都市地域と農山漁村地域の交流に関する意識（全国調査）

近年農山漁村地域では、農山漁村宿泊体験業に取り組み地域活性化につなげようとする動きが活発になってきている。また、都市の若者の一部において地方への関心の高まりが確認されており「田園回帰」と呼ばれ注目される[14]。

内閣府が実施したアンケート結果[15]によると、図表４から都市地域と農山漁村地域の相互間の理解を深めるために都市地域と農山漁村地域の交流の必要性を感じている割合が各年代で約 90％と高く、関心の高さがうかがえる。同じく図表５の、子どもたちの農山漁村地域での体験学習を学校が提供することについても、「取り組むべきである」と「どちらかというと取り組むべきである」を合わせると各年代で 90％以上と極めて高い結果である。

理由として図表６の農業体験に関する意識に着目すると、「学校や家庭では得られない貴重な体験ができる」が 72.0％で最も割合が高く、次いで「自然に接することにより、自然への理解が増す」が 71.6％と高い。

最後に、図表７を見ると、希望する一時滞在施設として「農家（漁家）民宿」を挙げる割合が約 50％と最も高い。

以上より、農山漁村地域の生活体験に対する興味・関心の高さや、子どもの教育面からも都市地域と農山漁村地域の交流が必要と考える傾向が読み取れる。

図表４　都市地域と農山漁村地域の交流の必要性(n=1880)

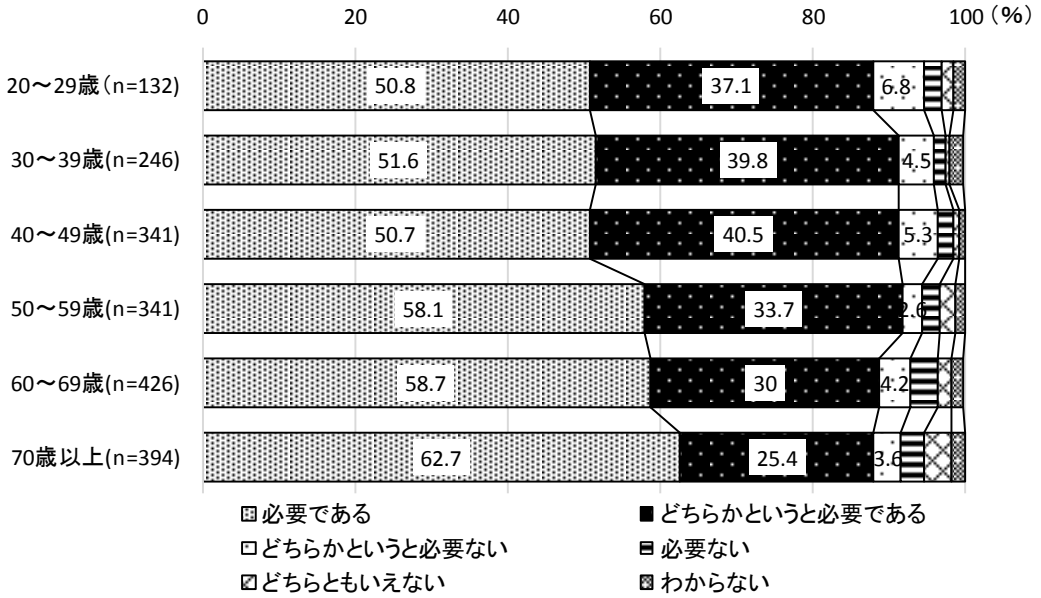

出所）内閣府（2014）「農山漁村に関する世論調査」を基に作成

[14] 小田切（2014）p.176 参照。

[15] 全国 20 歳以上の日本国籍を有す者から層化２段無作為抽出法で 3,000 人を抽出。有効回収率 62.7％。

図表５　学校が提供する体験学習に対する意識（n=1, 880）

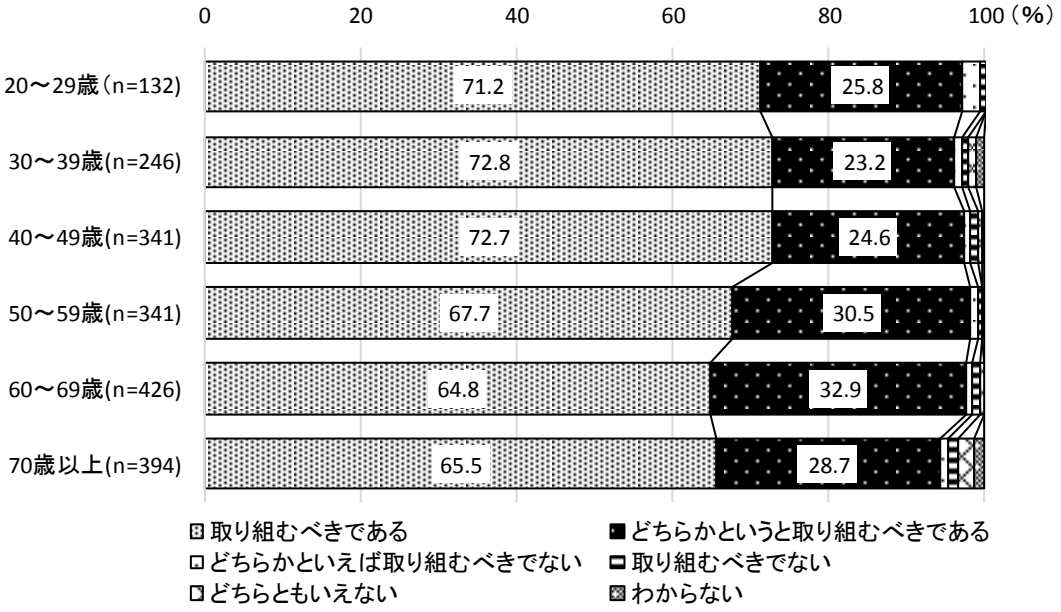

出所）内閣府（2014）「農山漁村に関する世論調査」を基に作成

図表６　学校が提供する体験学習に対する意識（n=1, 880）

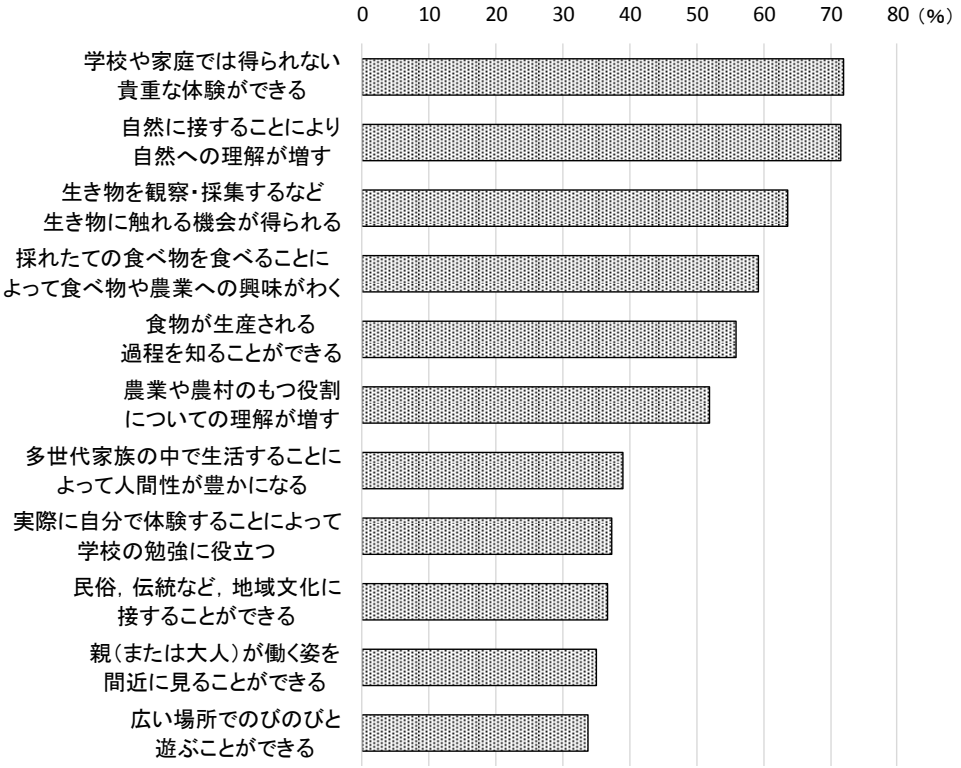

出所）内閣府（2014）「農山漁村に関する世論調査」を基に作成

図表７　農山漁村で宿泊したい施設(n=1,880)

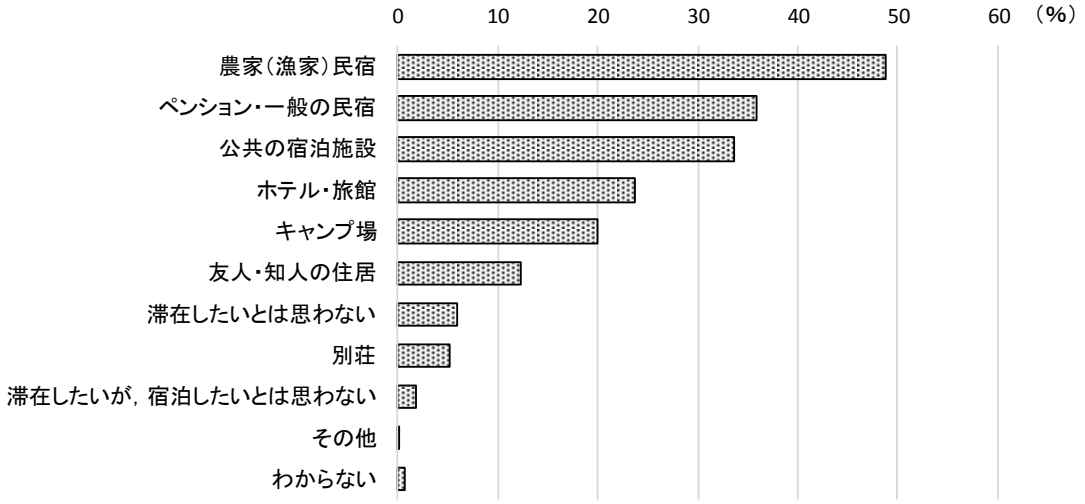

出所）内閣府（2014）「農山漁村に関する世論調査」を基に作成

４．まとめ

農山漁村宿泊体験施策を中心に農政の動向を捉えると、1970～1980 年代の都市農村交流施策の時期と、1990 年代以降のＧＴ政策導入・宿泊体験施策の時期に大きく分かれる。

1994 年のＧＴ法に基づき導入された「農林漁業体験民宿登録制度」(1995 年）により農家民宿を開業するための環境整備がなされたものの、取り組むためには依然ハードルは高かった。しかし、2003 年以降は旅館業法施行規則の一部改正等各種法律の規制が徐々に緩和されることにより農家民宿を開設しやすくなった。また、2008 年に農林水産省等４省による「子ども農山漁村交流プロジェクト」の実施により、小学生の子どもを対象とする農山漁村宿泊体験受入の整備が図られた。

このような中、2014 年の内閣府のアンケート結果によると、全ての年齢層において、都市と農村の交流に関心が持たれる傾向が見られ、その理由の一つとして子どもへの教育的効果への期待が挙げられる。また、宿泊施設として農家民宿への興味の高さが認められる。

以上の農家民宿や農泊の社会的背景から、ＧＴ農政により農山漁村宿泊体験受入地域が整備される動きとともに、農作業体験や地域住民との交流を目的とする農山漁村宿泊体験に関し、特に子どもの教育資源として人々の関心が高まってきていることが窺える。

第２章　都市近郊型農泊の位置付け

ここでは、全国における農山漁村宿泊体験受入の先進事例の特徴を捉え、横須賀西海岸地区と同様に都市部近郊で展開する「都市近郊型農泊」を位置付ける。

１．農山漁村宿泊体験受入タイプ

農林水産省農村振興局が紹介する農山漁村宿泊体験受入事例の特徴を図表９に整理する[16]。開始時期は 1970～2000 年代でばらつきがあり、多くが地域振興立法５法[17]に指定される条件不利地域の事例である。また、９例が一般社団法人やＮＰＯ法人、株式会社等に法人化している。

農山漁村宿泊体験受入は、図表３に示す国の施策等の動向により、年代により取り組みが異なる。農山漁村宿泊体験受入に取り組んだきっかけや開始年度、組織や取り組み内容の経年変化、受入客層、立地等を視点に、図表８に示す５つのタイプに分類した[18]。

「①スキー観光転換型民宿」は、既存のスキー観光地等の冬期リゾート依存から周年型交流に移行するため、旅館営業や一般簡易宿所営業の受入者が一般客の宿泊に加えて宿泊体験も受け入れるようになった。「②初期農家民宿」は、図表３の第Ⅲ期農林漁業体験民宿政策化期に、地域の衰退を背景にＧＴを目的として一般客を対象とする農家民宿を新規開業しており、その後宿泊体験受け入れも行っている。開業当初からＧＴを目的としている点で①スキー観光転換型民宿とは異なる。「③新規農家民宿」は子どもの宿泊体験受入を目的に新規に開業しており、旅館業法規制緩和後の 2003 年以降の小規模簡易宿所営業が中心である。

次いで、「④都市近郊型農泊」と「⑤地方農村型農泊」は、子ども農山漁村交流プロジェクトが開始された 2008 年以降に開設している。④都市近郊型は都市からアクセスの良い都市近郊地域で取り組んでおり、横須賀西海岸地区の農泊も本タイプに該当する。⑤地方農村型は地方都市の農山漁村地域での農泊を中心とした取り組みである。

尚、横須賀西海岸地区は首都圏に位置する農泊であり、都市近郊型農泊に該当する。

---

[16] 農林水産省農村振興局（2017a）参照。

[17] 特殊な性格を有する地域を対象とした各種振興法の一般的な総称であり、山村振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、半島振興法を指す。

[18] 農林水産政策研究所（2015）の第２章『農山漁村宿泊体験の受入地域事例』、佐藤（2010）の第３章『「スキー民宿転換型」地域における子ども農山村交流事業の実態―長野県飯山市―』参照。

図表８　農山漁村宿泊体験受入タイプ

<table>
<tr><th>タイプ</th><th>営業区分</th><th>特徴</th><th>受入対象</th></tr>
<tr><td>①スキー観光転換型民宿</td><td>旅館・民宿</td><td>冬期リゾート依存から周年型交流に移行するため、旅館営業や一般簡易宿所営業の受入者が一般客の宿泊に加えて宿泊体験も受け入れるようになった。</td><td rowspan="3">一般宿泊客中心</td></tr>
<tr><td>②初期農家民宿</td><td>民宿・農家民宿</td><td>GTを目的に、主に一般客を対象とする一般簡易宿所営業の民宿を新規開設し、その後宿泊体験受入も実施。旅館業法規制緩和以前の1990年代に開設。</td></tr>
<tr><td>③新規農家民宿</td><td>農家民宿</td><td>子どもの宿泊体験受入を目的に新規開業。旅館業法規制緩和後の2003年以降開設の小規模簡易宿所営業が中心。</td></tr>
<tr><td>④都市近郊型農泊
（横須賀西海岸地区が該当）</td><td>農家民宿・農泊</td><td>子ども宿泊体験受入を目的に、都市部からアクセスの良い自然豊かな地域で取り組む農泊。子ども農山漁村交流プロジェクトが実施された2008年以降に多い。</td><td rowspan="2">子ども宿泊体験中心</td></tr>
<tr><td>⑤地方農村型農泊</td><td>農家民宿・農泊</td><td>子ども宿泊体験受入を目的に、地方都市の自然豊かな地域で取り組む農泊。子ども農山漁村交流プロジェクトが実施された2008年以降に多い。</td></tr>
</table>

出所）横須賀市都市政策研究所が作成

図表９　農山漁村宿泊体験受入の参考事例

宿泊体験受入タイプ（図表8）	農泊協議会	地域	きっかけ	特徴
①スキー観光転換型民宿	（一社）信州いいやま観光局	長野県飯山市	飯山市観光協会が、スキー客の減少から夏期誘客への新たな取り組みを開始（2007年）	・法人化・旅行業登録（2007年） ・（一社）信州いいやま観光局設立（2010年） ・着地型募集旅行企画（2011年） ・日本版DMO候補法人登録、道の駅のリニューアル（2012年） ・新幹線開業に伴う取り組み強化（2014年）
②初期農家民宿	仙北市農山村体験推進協議会	秋田県仙北市	地元劇団が、学校からの要望で、修学旅行の受入れを周辺農家の農業体験とともに開始（1970年）	・民宿の開業（1995年） ・推進協議会設立（2008年） ・市における体制の強化（2011年） ・国際教育旅行の受け入れ（2012年） ・富裕層旅行へと収益向上を図る（2014年）
	遠野・住田ふるさと体験協議会	岩手県遠野市	遠野市や農家が、衰退を続ける地方への人の還流を目指して、グリーンツーリズムの本場ヨーロッパを視察（1995年）	・研究会発足（1995年） ・NPO法人設立（2003年） ・東日本大震災被災地への支援（2011年） ・遠野・住田ふるさと体験協議会設立（2013年） ・インバウンドの受け入れが拡大（2014年）
	春蘭の里実行委員会	石川県能登町	地域の過疎化を懸念し、地元会社員や移住者など、異業種の有志7名が農家事業を開始（1991年）	・実行委員会を結成し農家民宿を開業（1996年） ・農産物直売所の設立（1998年） ・農産物加工所設立（2004年）、廃校活用宿泊施設開業（2006年） ・「子ども農山漁村交流プロジェクト」モデル地区選定（2010年） ・49軒の「農家民宿群」に成長（2016年）
	（株）秋津野	和歌山県田辺市	地域住民が、活力ある郷土づくりを目指して、秋津野塾を設立（1994年）	・農産物直売所設立（1999年）、農産物加工所設立（2003年） ・株式会社設立（2006年）、滞在型交流拠点オープン（2008年） ・インバウンド観光戦略（2016年）
③新規農家民宿	NPO法人集落丸山	兵庫県篠山市	集落住民は、集落12軒のうち、空き家となった7軒を活用することにより、集落再生を目指した（2008年）	・地域の合意形成（2009年） ・NPO法人設立、農家民宿開始（2010年） ・古民家再生事業により一棟貸しや本格フレンチレストランを運営 ・インバウンド観光客獲得に向け体制づくりを展開（2017年）
	NPO法人おぢかアイランドツーリズム協会	長崎県小値賀町	Iターン者の発案から、過疎化問題解決のため、自然と教育の連携を中心とした取り組みを開始（2001年）	・体験交流事業開始（2001年） ・協議会の設立・農泊開始（2006年）、NPO法人設立（2007年） ・株式会社設立（2009年）、対象を子どもから大人へシフト ・NPOに一本化（2016年）
	にし阿波～剣山・吉野川観光圏協議会	徳島県美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町	三好市が、教育旅行の受け入れ体制強化を図るために、町村合併時に、受入農家に呼びかけ「そらの郷山里物語協議会」を設立（2007年）	・観光圏協議会設立（2008年） ・（一社）そらの郷設立（2010年） ・日本版DMO候補法人登録（2013年） ・農業団体が協議会加入、広域的なインバウンド活動（2016年）
④都市近郊型農泊	（株）大田原ツーリズム	栃木県大田原市	大田原市が、地域農業の衰退の危機に、観光名所の無い本地域を滞在型の観光名所とするため、GTのビジネス化を構想し、地域農業の維持・発展を目指す（2010年）	・東京駅から新幹線で1時間強 ・推進組織の構想（2010年） ・株式会社設立（2012年） ・体制整備・プログラム開発（2013年） ・団体旅行から富裕層顧客へと展開（2015年）
	（一社）みなかみ町体験旅行	群馬県みなかみ町	温泉等への宿泊客の減少から、町ぐるみで、みなかみ町の豊かな自然を生かして「子ども農山漁村交流プロジェクト」の受け入れを目指す（2008年）	・東京駅から新幹線で1時間強 ・教育旅行協議会設立（2008年） ・農泊の受け入れ開始、連携機関の拡大（2009年） ・インバウンドの受け入れ（2011年） ・収益向上のため協議会を法人化（2012年）
⑤地方農村型農泊	アジアからの観光客誘致推進協議会	青森県十和田市	若者の県外流出と高齢化により農村集落の維持が困難な状況下、GTにより地域活力・経済の再生を目指す（2007年）	・農家民宿が構成する受入協議会、地元大学、あおもりくらしの総合研究所の県内3団体で協議会を設立（2007年） ・青森県への留学経験者を組織化し、アジア各国における青森県への観光誘客に向けた草の根活動を実施 ・アジア各国からの学生に加え、一般の海外旅行者が増加
	（一社）近江日野交流ネットワーク	滋賀県日野町	基盤産業である農林業の後継者不足による農村文化の崩壊危機を懸念し、地域住民の自信と誇りの回復を目的に協議会を設立（2008年）	・農業体験型教育旅行受入を開始（2008年） ・町としてのバックアップ体制が確立され、コンパクトエリアに150戸の受入家庭を確保 ・「子ども農山漁村交流プロジェクト」モデル地区選定（2009年） ・インバウンドの受け入れ（2010年） ・（一社）近江日野交流ネットワークを設立（2015年）
	天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会	福島県天栄村	行政、商工会、観光協会、農業者団体、旅館組合等が「子ども農山漁村交流プロジェクト」の開始を契機に協議会を設立（2009年）	・協議会設立（2009年） ・JICEからの打診でインバウンド受け入れ（2012年） ・震災学習プログラムを確立 ・受入家庭ごとの様々な体験プログラムを実施
	（一社）南島原ひまわり観光協会	長崎県南島原市	観光地づくり実施計画策定委員会が、地域再生の手段として、農林水産業を生かした体験型観光への取り組みを開始（2006年）	・都市部（関東）の修学旅行生を誘致し体験型観光開始（2008年） ・（一社）南島原ひまわり観光協会を設立（2012年） ・インバウンドの受け入れ（2012年） ・着地型旅行商品の開発・販売、農泊拡大（2013年）
	五ヶ瀬山学校推進協議会	宮崎県五ヶ瀬町	深刻な農業の後継者不足や小中学校の統廃合を背景に、既存NPO法人と既存農泊実施地域と協働で協議会を設立（2010年）	・フットパスコースを整備している集落をモデルとして、五ヶ瀬いきいき集落活性化支援事業を展開 ・カヌーガイド等の人材育成に注力 ・インバウンドの受け入れ

出所）農林水産省農村振興局（2017a）を基に作成

２．農山漁村宿泊体験受入の事例

ここでは、図表８に示すそれぞれのタイプ別に事例の特徴を見ていく。また、④都市近郊型農泊と⑤地方農村型農泊の一部の事例に関しては、電話とメールによるヒアリング調査を実施している。調査時期は、2018 年２月である。

１）スキー観光転換型民宿

長野県飯山市は、基幹産業であるスキー観光の停滞をきっかけに通年観光化策を 1990 年代以降に推進している[19]。1994 年に、飯山市長を会長に据え、既存の観光協会や農協、商工会、地元区長会等を中心に「飯山市グリーン・ツーリズム推進協議会」が発足しており、ＧＴ推進に関する研究や提言に関する検討が行われている。その後ＧＴ関連施設の整備や、1995 年に開始された「農林漁業体験民宿登録制度」への登録推奨により、当時全国市町村で最多の約 70 軒の民宿が登録された。また、1994 年からは飯山市観光協会をはじめ各地域の観光協会等により小中学校の教育旅行を誘致する自然体験教室事業を開始している。

飯山市の農山村交流事業の受入主体であった飯山市観光協会は、2007 年に法人格と旅行業登録を取得し、2010 年には観光マーケティング機能強化のため（財）飯山市振興公社と「(一社) 信州いいやま観光局」を設立している。2012 年には、信越９市町村をまとめて広域観光事業を行うために、日本版ＤＭＯ候補法人として登録している。

2017 年の従業員数は 98 名であり、旅行会社やホテル、金融機関出身者が活躍する。また、会員は約 140 軒の民宿のほか、観光事業者、金融機関等である。特徴的な取り組みとしては、約 50 の旅行プランを Web サイト「飯山旅々。」で案内し、申込から決済まで行うシステムを構築していることや、国内外のインバウンド商談会への出店が挙げられる。2016 年のインバウンド受入は 901 人、延べ宿泊数は 9,767 人・泊、日帰り体験は約 1,500 名である[20]。

２）初期農家民宿

秋田県仙北市の「仙北市農山村体験推進協議会」、岩手県遠野市の「遠野・住田ふるさと体験協議会」、石川県能登町の「春蘭の里実行委員会」、和歌山県田辺市の「(株) 秋津野」の４事例は、いずれも旅館業法規制緩和前の 1970～1990 年代に、地域振興を目的にＧＴの一環として農家民宿を開業している。

石川県能登町の「春蘭の里実行委員会」の例[21]では、「過疎を食い止める」ために男性有志７名が 1996 年に「春蘭の里実行委員会」を設立し、さまざまなむらづくりの活動に取り組んでいる。当初は農家民宿開業のハードルが高かったが、2003 年の旅館業法の一部規制緩和を契機に地域内に農家民宿が拡大し、2016 年には 49 軒の「農家民宿群」に発展している。

---

[19] 佐藤（2010）p.112 参照。
[20] 農林水産省農村振興局（2017b）参照。http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/170203.html
[21] 農林水産政策研究所（2015）の第２章「３．石川県能登町（新設民宿タイプ）」参照。

また、2006 年に完成した廃校活用施設「こぶし」[22]の登場により、学校等の団体旅行の受入体制が整備され宿泊体験の誘致が本格化している。

３）新規農家民宿

一方、兵庫県篠山市の「ＮＰＯ法人集落丸山」と長崎県小値賀町の「ＮＰＯ法人おぢかアイランドツーリズム協会」は、2003 年の旅館業法規制緩和後の取り組みであり、どちらも地域の過疎対策として古民家の一棟貸しや農家レストラン等一般宿泊客向けのサービスに力を入れている。また、ＵＩターン者を増やすための取り組みも行っている。

集落丸山の例では、集落ＮＰＯと専門家集団である（一社）ノオトによるＬＬＰ（有限責任事業組合）を結成し、空き家活用事業を中心に据え、ジビエや地元食材を利用した本格フレンチレストランの開店や宿泊施設としての古民家の一棟貸し、集落外人材による集落空間の管理[23]等、さまざまな取り組みが見られる。

一般的に、ＧＴの受入側の課題として、地域住民が「おもてなし」をすることを強いられ「交流疲れ」に至る点が指摘されてきた[24]。集落丸山では集落という場を提供し、イベントや体験事業の運営は集落外住民が担っており、集落住民は「おもてなし」をせず、無理のない持続可能な関係になっている[25]。

---

[22] 『「こぶし」は２階建ての施設で、宿泊体験の子供の受入の際に「入村式」や「離村式」などの集合場所や体験プログラムや食事の場として活用されている。１階にはロビーと研修室、男女トイレ、食堂、配膳室、厨房が、２階にはバスとトイレがついた客室が 10 室ある。』農林水産政策研究所（2015）の第２章「３．石川県能登町（新設民宿タイプ）」p. 62 より引用。

[23] 佐久間（2016）の論文によると、黒豆栽培、田んぼオーナー制度、森林管理、古代米の栽培、清酒製造、ジーンズ用のオーガニックコットン栽培、若手就農家による無農薬栽培等さまざまな取り組みを外部人材が丸山集落にて取り組んでいる（取り組み項目は 2015 年９月現在）。

[24] 森戸（2001）参照。

[25] 佐久間（2016）参照。

４）都市近郊型農泊

都市近郊型農泊は、2003 年の旅館業法規制緩和以降、子ども農山漁村交流プロジェクト開始の 2008 年以降の取り組みである。（一社）みなかみ町体験旅行と（株）大田原ツーリズムは、東京から新幹線で１時間強[26]とアクセスが良いため関東からの受入客が多く、日帰り体験にも積極的に取り組んでいる。

横須賀西海岸地区と同様、関東に位置する都市近郊型の農泊の先進事例として、（一社）みなかみ町体験旅行を対象に設立経緯や法人化のきっかけ、運営状況等に関し電話とメールにてヒアリング調査した。

①　一般社団法人みなかみ町体験旅行

みなかみ町は、群馬県の最北端に位置し、781.08 ㎢と広大な面積を有す。谷川岳に象徴されるように山岳が多く、面積の大部分を山林原野が占める[27]。また、関東地方を潤す利根川の源流域で、有名温泉地帯もあり、群馬県では唯一の日本海側気候のため冬季は雪に見舞われる[28]。人口 19,347 人、高齢化率は 34.5%で群馬県の高齢化率 27.6%よりも高い[29]。社会減と自然減により人口減少が進んでおり、10～20 歳代の転出超過が深刻な状況である[30]。

このような中、有名温泉地の宿泊客の減少を背景に、みなかみ町の豊かな自然を生かし「子ども農山漁村交流プロジェクト」の受入体制整備地区を目指し、2008 年に町ぐるみで「教育旅行協議会」が設立された。

「教育旅行」には、農泊だけでは無く、自然観察や林業体験、オリエンテーリング、アウトドアスポーツ、伝統工芸体験などが含まれ、それらを開発しながら組織も柔軟に変化させている[31]。例えば、体験メニュー拡大のため、アウトドア事業者等と連携し[32]、一般宿泊客やインバウンドの受け入れにも力を注いでいる。

法人化のきっかけは、徐々に学校から協議会への直接の申し込みが増加し、手数料を収受するため旅行業の取得が必要と判断したことにある。発足から４年後の 2014 年４月に、収益力を高め持続可能な組織を目指し、大手旅行会社経験者を常務理事として迎えて「一般社団法人みなかみ町体験旅行」として法人化し、群馬県の第２種登録旅行業者となり、全国旅行協議会にも加盟している。この法人化について鈴木（2017）は、『これにより、「子ども農山漁村交流プロジェクト」から脱皮して、農泊を核とした観光町づくりの推進団体になったことは言うまでもない。』と述べている。法人化後は、周辺市町村と連携して Wi-Fi 環境や

---

[26] 各ホームページ参照。http://www.ohtawaragt.co.jp/intro/access.html（大田原ツーリズム）、http://www.m-tr.jp/（みなかみ町体験旅行）
[27] みなかみ町（2015）p.30 より引用。
[28] 鈴木（2017）p.54 より引用。
[29] 平成 27 年国勢調査結果より横須賀市都市政策研究所が算出。
[30] みなかみ町（2015）参照。
[31] 鈴木（2017）p.33 参照。
[32] 体験メニューには、ラフティングやクラフト体験（わら細工、木工）、トレッキングやチームビルディング等を設定している。

多言語表示整備、現地プロモーション等を実施している。

専任職員は５名であり、発足当時７軒であった受入家庭登録数は、2017 年に 199 軒にまで増加している[33]。初年度（2009 年）の農泊受入は２学校、82 名から始まっており、その後受入数は伸び続け、2013 年度以降は約１万人を受け入れている[34]。また、受入客の多くは首都圏の中高生であるが、首都圏から近すぎるため修学旅行ではなく、中学２年生の林間学校の受け入れが多い。学校団体以外では、学習塾やスポーツクラブのサマーキャンプ等の一般団体客も増加している。2009 年度から 2017 年度までの都道府県別の来訪者数割合は、東京が 50％で最も多く、次いで千葉 17％、埼玉 15％であり、関東からの受け入れが 95％を占める。宿泊数では、直近の 2017 年度は１泊２日が 44.7％と最も多く、次いで日帰りが 26.7％、２泊３日が 22.4％と続く。

②　株式会社大田原ツーリズム

大田原市は人口 75,457 人、高齢化率 25.3％であり[35]、2005 年に旧大田原市、旧湯津上村及び旧黒羽町の３市町村合併により誕生している。

（株）大田原ツーリズムは 2012 年に設立されており、大田原市による公募型プロポーザル方式によって委託された民間会社から社長を迎え[36]、市と地元企業 18 社からの出資による官民パートナーシップ形式の株式会社である。きっかけは、地域農業の衰退であり、観光名所の無い本地域を滞在型の観光名所とするため、大田原市がＧＴのビジネス化の事業構想を策定したことによる。

子ども宿泊体験における農泊以外に、一般客も受け入れ可能なホテルや旅館、民宿と連携している。また、廃校舎や遊休農地等の地域資源を活用して企業や個人向けのプログラムの開発をはじめとする産業体験や季節ごとの農業体験等のプログラムを 120 以上開発しており、受入体制を強化している。2015 年からは、従来の教育旅行を継続しつつ、企業・個人富裕層向けの収益性の高いプログラムを将来の事業経営のために開発し実施しており、インバウンド誘客の営業活動も強化している。

専任職員は設立当初の 2012 年は３名であったが、2016 年には７名に増えている。また、受入農家数は 2016 年には 128 軒にまで増加しており、インバウンド受入 1,995 人、延べ宿泊数約 3,428 人・泊である[37]。設立４年目である 2015 年には黒字化を達成している。

---

[33] 日帰り体験のみの受入家庭、ペンション民宿等の既存宿泊施設も含む。

[34] （一社）みなかみ町体験旅行の資料によると、2016 年度は 109 団体 10,298 人、2017 年度は 161 団体 9,968 人（2018 年 1 月 24 日時点）を受け入れている。

[35] 平成 27 年国勢調査結果より横須賀市都市政策研究所が算出。

[36] 設立時の代表取締役会長には大田原市副市長が就任した。大田原市ホームページ参照。
http://www.city.ohtawara.tochigi.jp/docs/2013082775931/

[37] 農林水産省農村振興局（2017b）参照。http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/170203.html

５）地方農村型農泊

地方農村型農泊は、都市近郊型農泊と同様に 2008 年の子ども農山漁村交流プロジェクト以降に、地方都市の農村地域で豊かな自然を最大の魅力に、子どもを対象とした農泊を中心として取り組んでいる。また、主な受入客層は、都市部からの修学旅行生やインバウンドによる宿泊体験であり、一般宿泊客や日帰り体験は少ない。

ここでは、（一社）近江日野交流ネットワークと（一社）南島原ひまわり観光協会を対象に、設立経緯や訪問客等に関し電話とメールにてヒアリング調査した結果を記述する。

①　一般社団法人近江日野交流ネットワーク

滋賀県日野町は、人口 21,873 人、高齢化率は 30.0％で滋賀県の 24.1％よりも高い。（一社）近江日野交流ネットワークは、2008 年に基盤産業である農林業の後継者不足による農村文化の崩壊危機を懸念し、地域住民の自信と誇りの回復を目的に協議会を設立している。京都市から車で 90 分の距離にある好立地を生かし、京都に修学旅行で訪問する九州や中四国地方の小中学校を対象に取り組みを推進している。

事業推進のための人材育成や、受入体制の質向上のため受入家庭も農泊体験するなどスキルアップ研修を実施し、2010 年からは修学旅行オフシーズンにインバウンドも受け入れている。2015 年に法人化し、（一社）近江日野交流ネットワークとして活動している。

②　一般社団法人南島原ひまわり観光協会

南島原市は、人口 46,333 人、高齢化率は 36.4％で長崎県の 29.6％よりも高い。（一社）南島原ひまわり観光協会は、南島原市の市町村合併後、統括して観光事業に取り組む団体をつくるという市の方針と地域再生を目的に 2008 年に設立している。体験型観光である子ども宿泊体験の受入を始め、開始から４年後に自立した運営と旅行業取得を目的に法人化している。法人化の際には、島原半島内の観光協会等に相談し、予算や役員の設置方法等をＮＰＯ等の他の法人形態と比較した結果、一般社団法人が運営に適すと判断した。法人化後は旅行会社との契約や、手数料収受が可能になる等、法的に活動がしやすくなっている。

インバウンド受け入れや着地型旅行商品の開発・販売に取り組み、持続性の高いビジネスを目指して女性を中心とした料理教室における新レシピの考案や新メニュー創出等地域資源の見直しを行ったことで地域の一体化が進み、受入家庭登録数は約 170 軒に拡大した[38]。また、雇用人数は 2009 年の３人から 2016 年には９人に増加している。

体験型観光は、関西や関東からの中高生の修学旅行による農泊がほぼ占めており、近郊の都市である福岡市や熊本市等からの訪問は少ない。2017 年度は約 9,700 人の受入見込で、2009 年からの累計は約 51,300 人である。

---

[38] 長崎県は、ＧＴの取り組み支援として「長崎県農林漁業体験民宿推進方針」（2005 年）を策定している。体験民宿に取り組む際の旅館業法等の規制緩和を設けており、簡易宿所営業の許可を取りやすくしている。そのため、（一社）南島原ひまわり観光協会の受入家庭は、全て旅館業法の許可を得ている。

３．まとめ

１）宿泊体験受入タイプの類型

農林水産省が示す農山漁村宿泊体験受入の全国の先進事例 15 例を見ると、過半数の事例が法人化することで受入態勢を強化していることが分かる。

これら 15 事例を、事業立ち上げのきっかけや開始年度、組織や取り組み内容の経年変化、対象客層等を視点に、「①スキー観光転換型民宿」「②初期農家民宿」「③新規農家民宿」「④都市近郊型農泊」「⑤地方農村型農泊」の５つのタイプに分類した。

２）都市近郊型農泊の位置付け

④都市近郊型農泊は都市からアクセスの良い都市近郊地域で農泊に取り組むタイプであり、横須賀市西海岸地区の農泊も該当する。④都市近郊型農泊である（一社）みなかみ町体験旅行と（株）大田原ツーリズムの共通点として、都心からの良好なアクセスを生かし、日帰り客や一般宿泊客にも対応可能とするアウトドア体験や農作業体験等の地域資源を活用した多様な体験メニューを設定している点が挙げられる。

一方、⑤地方農村型農泊は、修学旅行として遠方から訪問する場合が多く、一般宿泊客や日帰り体験客は少ない。同じ農泊を中心に取り組むタイプでも、地域や立地により受入客層が異なることが分かる。

第３章　横須賀西海岸地区の農泊の現状

現在、横須賀西海岸地区では農泊[39]が住民主導で取り組まれている。西海岸エリアにまで拡大した農泊であるが、発端は、農漁業の後継者不足や少子高齢化による地域活力の低下等の課題を抱える長井地区（人口約 8,000 人、高齢化率 34.5%[40]）である。地域の将来のために住民らが立ち上がり、今年で６年目となるが、昨年度は年間約 2,000 人の学生を受け入れるまでに成長している（図表 13）。

本章では、横須賀の魅力のひとつである豊かな自然を活用した横須賀西海岸地区の農泊の形成過程を把握・整理し、今後の課題について考察を加える。

西海岸地区の農泊の形成過程と実態を把握するため、「横須賀西海岸体験たび推進協議会」が保有する資料から概要を把握し、協議会の会長と事務局長、長井地区の受入家庭４軒にヒアリング調査を実施した。会長と事務局長には、協議会立ち上げの経緯や業務内容、受入実績等質問し、受入家庭には、参加理由や受入時の家業体験や食事メニュー等実際に行っている内容について伺った。尚、調査期間は 2017 年７～８月で、調査員は横須賀市都市政策研究所研究員１名である。

１．横須賀西海岸地区の現状

本市は、三浦半島に位置し三方を海に囲まれ、海とみどりをあわせ持つ豊かな自然環境を魅力とし[41]、東京から 50km 圏内の大都市近接性と、海洋性により暖冬涼夏で過ごしやすい気候といった特長を持つ。

また、恵まれた自然環境のもと農業と漁業の両方が営まれている点も大きな魅力である。図表 10 の神奈川県内の市町村の農業と漁業の事業所数と従業者数の状況を見ると、両方に事業所と従業者が一定数認められるのは、横須賀市と三浦市のみである。地場産の新鮮な野菜や魚介類を日常的に入手可能な環境は、本市の最大の魅力であり[42]、今後も貴重な地域資源として活用されることが望ましい。

西地区は、農業と漁業ともに盛んな地域であり（図表 11、図表 12）、市内人口約１割の

---

[39] 横須賀西海岸地区体験たび推進協議会では「民泊」と表現しているが、本稿では研究の便宜上「農泊」と表現する。

[40] 横須賀市住民基本台帳 2017 年４月１日時点。

[41] 本市の緑被率は 54.5%（2015 年７月時点）であり、独自調査より算出している。
また、神奈川県内の緑被率は（公益財団法人かながわトラストみどり財団ホームページ参照。http://ktm.or.jp/contents/kanagawanoshizen/index.html、2018 年１月 11 日閲覧）、西部が 70%以上と最も高いものの、東部では本市を含む三浦半島の緑被率が 70～50%前後で最も高い。尚、当資料では本市の緑被率は 50%未満とされるが、調査精度の向上と調査手法の変更により、近年は緑被率が 50%を超える。

[42] 沿岸漁業漁獲量は県内１位である。また、平成 29 年度重点プログラム市民アンケートでは、「人と自然が共生するまち」だと思うかという設問において、DI 値が 56.8 と高い。

地域で本市の農漁業の大部分を担っている[43]。しかし、経営体数は農漁業ともに減少傾向で、30 年前と比べ約半数となっている[44]。

このような状況下、西海岸地区において、地域活性化を目的に恵まれた自然環境を生かした「農泊」が地域住民主導で取り組まれている。

図表 10　神奈川県市町村の農林漁業の事業所数と従業者数

市町村	漁業経営体（注1）	割合（%）	農業経営体（注2）	割合（%）
神奈川県	1157	100.0	13809	100.0
横須賀市	373	32.2	374	2.7
三浦市	350	30.3	720	5.2
横浜市	167	14.4	2205	16.0
小田原市	41	3.5	1271	9.2
鎌倉市	41	3.5	72	0.5
真鶴町	41	3.5	44	0.3
厚木市	37	3.2	787	5.7
藤沢市	23	2.0	718	5.2
逗子市	22	1.9	2	0.0
大磯町	20	1.7	160	1.2
茅ヶ崎市	17	1.5	350	2.5
平塚市	12	1.0	1115	8.1
湯河原町	10	0.9	210	1.5
二宮町	3	0.3	90	0.7
秦野市	－	－	754	5.5
川崎市	－	－	672	4.9
伊勢原市	－	－	665	4.8
相模原市	－	－	653	4.7
南足柄市	－	－	557	4.0
海老名市	－	－	344	2.5
中井町	－	－	281	2.0
山北町	－	－	270	2.0
大井町	－	－	243	1.8
綾瀬市	－	－	219	1.6
大和市	－	－	194	1.4
寒川町	－	－	174	1.3
座間市	－	－	162	1.2
愛川町	－	－	157	1.1
開成町	－	－	145	1.1
松田町	－	－	141	1.0
清川村	－	－	34	0.2
葉山町	－	－	23	0.2
箱根町	－	－	3	0.0

注1)「漁業経営体」とは、過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。
注2)「農業経営体」とは、農産物の生産を行う調査対象によるか又は委託を受けて農業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農業生産活動」を行う者である。

出所）農林水産省（2015）「農林業センサス」、農林水産省（2013）「漁業センサス」を基に作成

[43] 2017 年（平成 29 年）４月１日時点の住民基本台帳人口より算出。
[44] 横須賀市統計書では、総農家数が 1985 年の 1,244 から 2015 年の 628 へ、漁業経営体数が 1983 年の 720 から 2013 年の 373 へ推移している。

図表 11　横須賀市の総農家の地区別割合

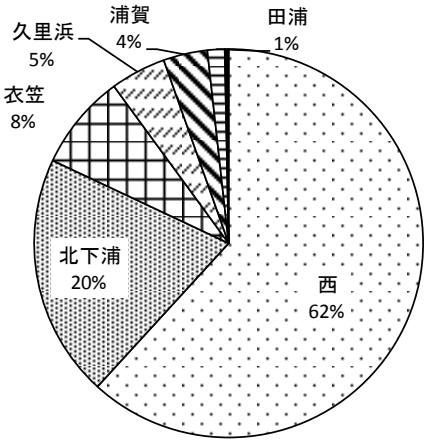

出所）横須賀市（2016）「横須賀市統計書」を基に作成

図表 12　横須賀市の漁業経営体の地区別割合

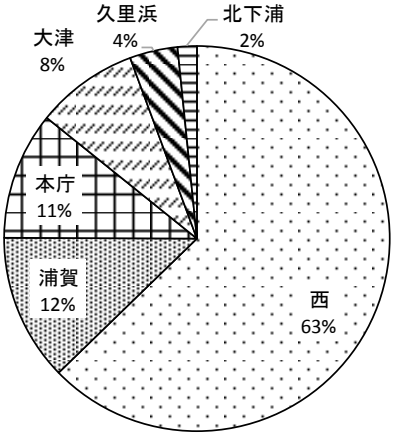

出所）横須賀市（2016）「横須賀市統計書」を基に作成

写真３　荒崎から望む富士山

出所）横須賀魅力全集

写真４　長井の農道

出所）横須賀魅力全集

２．横須賀西海岸地区の農泊の成立過程

横須賀西海岸体験たび推進協議会の前身である「長井体験たび推進協議会」が発足した2012 年度から 2017 年度までの取り組みを、内容や組織規模等により４つのステージに分類した（図表 14)。以下、ステージ毎に主な内容を整理する。

１）第Ｉステージ　―発足期―

農泊に取り組むことになったきっかけは、株式会社ＪＴＢコーポレートセールスからの提案である。提案を受けた連合町内会長は、当初は農泊取り組みに不安を覚えたものの、「長井の５年後、10 年後を案ずるのであれば、今、何かやるしかない」という地域の将来に対する強い想いから、農泊事業立ち上げを決断し周囲に理解を求めた。

日常的な繋がりのある自宅町内の家庭から呼びかけたが、家庭を管理する妻たちの理解を得るのに労した。何度も説得を重ね、ようやく２軒の単身世帯の承諾を得た。その後は地域組織を通じての勧誘等を経て、徐々に受け入れに協力可能な世帯を集めていった。

その後、「地域住民の繋がりを強め共助力を高める」ことを目的に、連合町内会長主導で現協議会の前身である長井体験たび推進協議会が 2012 年７月に発足した。協議会への協力体制として、地元関係者である、長井連合町内会や長井漁業協同組合、観光協会等が加わり、横須賀市も支援する形で始まった。また、ＪＴＢの提案から協議会の発足までの期間は僅か半年であり、元々の住民同士の繋がりの強さや郷土愛を持つ住民の多さ、連合町内会長のリーダーシップの強さ等が窺える。

長井体験たび推進協議会の立ち上げ後に、農泊を住民に周知するための講演会や受入家庭募集の説明会、他地域の教育体験学習型の農泊先進事例の視察等を実施し、視察後はグループワーク形式で今後の方針を議論した。これらの経験を踏まえ、協議会会員の再構築と活動の方向性を定め、第１回目の総会に向けて準備を開始した。また、この時点ですでに農泊第１号となる 2014 年度の受け入れを決定している。

図表 13　受入人数・校数

	2014年度	2015年度	2016年度	計
人数（人）	167	386	1,840	2,393
学校数（校）	2	5	16	23

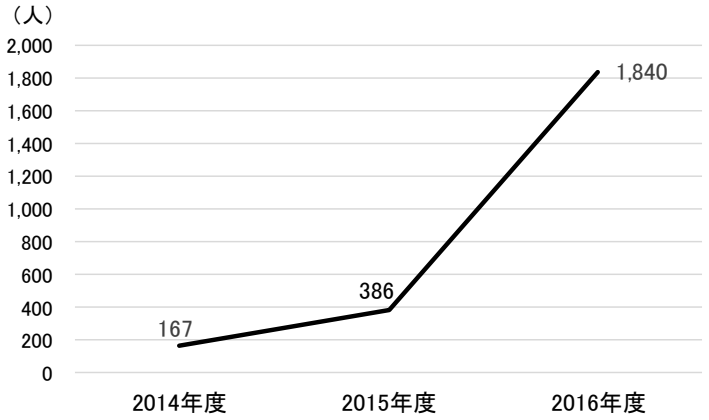

出所）横須賀西海岸体験たび推進協議会資料を基に作成

図表 14　農泊取り組みの変遷

ステージ		主な活動・出来事
第Ⅰステージ: 発足期	2012年度	㈱JTBコーポレートセールス法人営業横須賀支店から農泊取り組みの提案 「長井体験たび推進協議会」発足 地域住民向け農泊講演会の開催 受入家庭募集、説明会実施 先行事例の視察 「長井体験たび推進協議会」会員の再構築・活動方針の策定 農泊受入第1号中学校の決定（2014年5月受け入れ）
第Ⅱステージ: 準備・トライアル期	2013年度	第1回「長井体験たび推進協議会」総会開催 受入家庭募集、説明会実施 地元産業体験による長井のＰＲ 長井中学校との連携による土産品開発の開始 先行事例の視察 農泊受入家庭への講習会の開催 トライアル農泊として、近隣の高校生30人と小学生10人の計40人を受け入れ （受入家庭登録14軒） 受入家庭増加推進活動（各家庭を直接訪問） 漁業関係者への協力依頼、打ち合わせ
第Ⅲステージ: 農泊受入初期	2014年度	農泊第１号の受け入れ（62人） 農泊第２号の受け入れ（105人）　　計２校、167人
第Ⅳステージ: 実践期	2015年度	近隣他地区が参入し「横須賀西海岸体験たび推進協議会」に改名 （受入家庭登録44軒）
		国内中学校・高校受け入れ（３校、337人）、国外高校・大学受け入れ（２校、49人） 計５校、386人
	2016年度	国内中学校・高校・大学受け入れ（12校、1,724人）、国外高校・大学受け入れ（４校、116人）　計16校、1,840人 （受入家庭登録95軒）

出所）横須賀西海岸体験たび推進協議会資料を基に作成

２）第Ⅱステージ　―準備・トライアル期―

第Ⅱステージは「準備・トライアル期」であり、第１回目の協議会総会を皮切りに、当面は第１回目の受け入れに向けさまざまな活動を行っている。受入家庭の勧誘では、各町内会や漁業組合、農業組合、その他諸活動団体への説明会を実施し参加を促した。

長井地区の広報活動としては、定置網漁やシラス網漁、アカザ海老漁、キャベツ収穫や大根のおろ抜き等、基幹産業である農漁業の作業体験会を実施している。また、神奈川県の体験学習の冊子に長井農泊を掲載してもらう等のプロモーション活動を実施した。

①　土産物開発と他農泊事例の視察

土産物開発は第１回総会後から本格的な活動を開始している。さらに偶数月には協議会会員の活動進捗報告会を実施し、土産品開発班やホームステイ班の活動報告、受入家庭推進の進捗状況、修学旅行斡旋の予約状況等を確認し、会員の意思統一を図った。

これらの活動により受入家庭の登録数が増え始めた頃、再度他地域の農泊事例を視察している。経験豊富な受入家庭へのヒアリングで、生徒への対応の仕方や食事のメニュー等の参考意見を得ることができた。

②　トライアル農泊

本格的に修学旅行生を受け入れる前に、トライアル農泊として位置づけ、近隣の高校生と小学生の計 40 人を 14 軒の家庭で１泊２日で受け入れている。内容は予定している実際の受け入れ内容とほぼ同じであり、入村式後に各家庭で家業体験を行い、翌朝のお別れ式後に小学生は畑見学、高校生は漁港へ移動し魚さばき体験を実施した。当時の様子は、テレビ局や新聞社のメディア取材により体験状況が放映・紙面にて大きく報道された。

受け入れた高校生の生活態度が非常に良かったこともあり、受け入れを経験した家庭や協議会会員の農泊に対する不安が解消され始めた時期と言える。この流れに乗り、受入家庭増強運動として、従来は町内会等の組織団体へ勧誘の説明会を開催していたが、各家庭に直接説明に訪れ賛同を得る積極的な活動を開始した。

３）第Ⅲステージ　―農泊受入初期―

本格的な受け入れを始めた 2014 年の実績は中学校２校の計 167 人である。

第１回目（2014 年５月）は神戸の都市エリアにある中学校の学生 62 人を受け入れた。家業体験は、協議会が相模湾での舟釣りや魚さばき体験を用意した。

舟釣り体験の準備では、各漁業関係者との調整に労した。具体には、修学旅行の体験料金と遊漁船料金の差が大きいため、費用を抑えるための工夫が求められた。結果、釣り道具・餌は協議会負担とすることで落ち着いた。また、漁業関係者もいくつかの組織があり、協力体制を確立し組織を有効に活用するためのシステムの構築が体験プログラム開発における今後の課題であると認識された。

４）第Ⅳステージ　―実践期―

2015 年には、近隣地区が長井の取り組みに賛同し協議会に加わることになり、「横須賀西海岸体験たび推進協議会」と名を改め受入エリアの拡大が実現した。協議会には、地区ごとの分会も発足した。タイやインドネシア等対象を国外に広げた結果、受入実績は国内３校、国外２校、人数では 386 人となった。

①　インバウンド体制づくり

インバウンド体制づくりとして、言語、文化、習慣、宗教等を勉強するための受入家庭向けの講習会を開催した。インバウンド招致の事前準備では、世界各国にネットワークを有するＪＴＢグローバルマーケティング＆トラベル、ＪＴＢパシフィック、ＪＴＢグループ本社のＡＳＥＡＮ、オセアニア 10 ヶ国営業担当者視察団が長井に訪問した。

②　受入客の増加

また、神奈川県初の取り組みということでさまざまなメディアに取り上げられるようになり、大都市近接性による観光・集客施設と組み合わせた教育旅行プログラムの組みやすさもあって、旅行エージェントや学校から直接依頼の電話が入るようになった。2016 年度は、受入家庭の登録が 95 軒にまで増え、国内外合わせて約 2,000 名を受け入れるまでになった。オンシーズンの５～７月、10 月、11 月は、協議会や受入家庭は慌ただしい日々を送った。

しかしながら、需要の高まりにより受入人数を増やしたことで、一部受入家庭への負担の偏り、協議会の仕事量の増加等、客数が地域の許容量を超えた状態であった。この点は反省点として捉え、今後は許容範囲となるよう調整する方針である。

３．運営の実態

１）横須賀西海岸体験たび推進協議会の構成

協議会は地域住民で運営しており、会長と副会長、事務局の他、業務分担した７班と地区ごとの意見をとりまとめる地区分会で主に構成されている（図表 15)。

業務分担による班は、事業班、経理班、広報班、ホームステイ班、お土産班、輸送班、女性班に分かれる。主な内容を以下に述べる。事業班は、年間事業計画の作成事務や会員の親睦を図る施策等の立案・実施等に関する業務に取り組む。次いで、ホームステイ班は、主に受入家庭増強促進や、受入家庭からの情報収集活動、お土産班はさまざまな地域資源を発掘し土産品の開発に取り組む。輸送班は、入・離村式会場から受入家庭までの生徒の輸送や、寝具類の運搬等の調整を行う。最後に、女性班は食事に関するアイディア出しや受入家庭の増加を図る施策に関する業務及び、雰囲気作づくりも担っており、ソフト面の体制づくりに取り組んでいる。

事業関係者の意思決定や確認の場として、月に１度役員会を開催しており、そこには各班と分会の長、ＪＴＢや横須賀市職員、漁業組合職員といった地域団体も参加する。

協議会の会長には立ち上げ人である連合町内会長のＡ氏が就任している。Ａ氏は、連合町内会長をはじめ、地元小学校の評議員を制度設立当初から務める等、地域に関わる仕事を長年に渡り務めている功労者である。また、実務的な役割を担う組織の要となる事務局長は、町内会長や長井地区に関わる仕事を担ってきた経歴を持ち、妻が民生委員を務めるＢ氏が担う。両氏とも地域住民からの信頼が厚く、実際に、受入家庭で困り事が発生した場合、相談先は事務局長のＢ氏或いは会長のＡ氏だとする家庭は多い。強いリーダーシップを持つ会長と、地域を想う気持ちが強い事務局長の下、組織が運営されている。また、会長のＡ氏や執行メンバーの年齢構成は高く、後継者の育成が協議会の継続運営の課題の一つである。

２）横須賀西海岸地区の農泊の仕組み

現時点での横須賀西海岸地区における農泊の仕組みについて説明する（図表 16)。体験希望学校の申込み窓口はＪＴＢが担っており、ＪＴＢと協議会で受入体制の調整を行った後、ＪＴＢが学校側に受け入れ決定の連絡とその後のスケジュール調整等行う。

毎月の協議会の役員会にて、学校名や生徒数について受入家庭へ告げられ、４、５人で構成された生徒のグループが各家庭に割り振られる。

また、西日本を中心にセールスを展開したため、西日本の都市部に所在する中学校からの依頼が多い。

組織的な役割としては、協議会が事業の中心的役割を担い、住民や受入家庭、ＪＴＢとの連絡・調整役となる。ＪＴＢは資源発掘・開発等のコンサルティング業を担い、横須賀市は安全指導や広報等の事業を後方支援する形で関わっている。

図表 15　横須賀西海岸体験たび推進協議会の組織イメージ

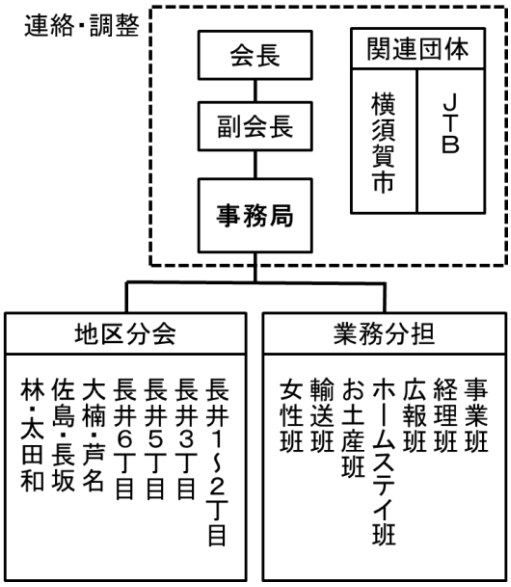

出所）横須賀西海岸地区体験たび推進協議会資料を基に作成

図表 16　事業実施体制

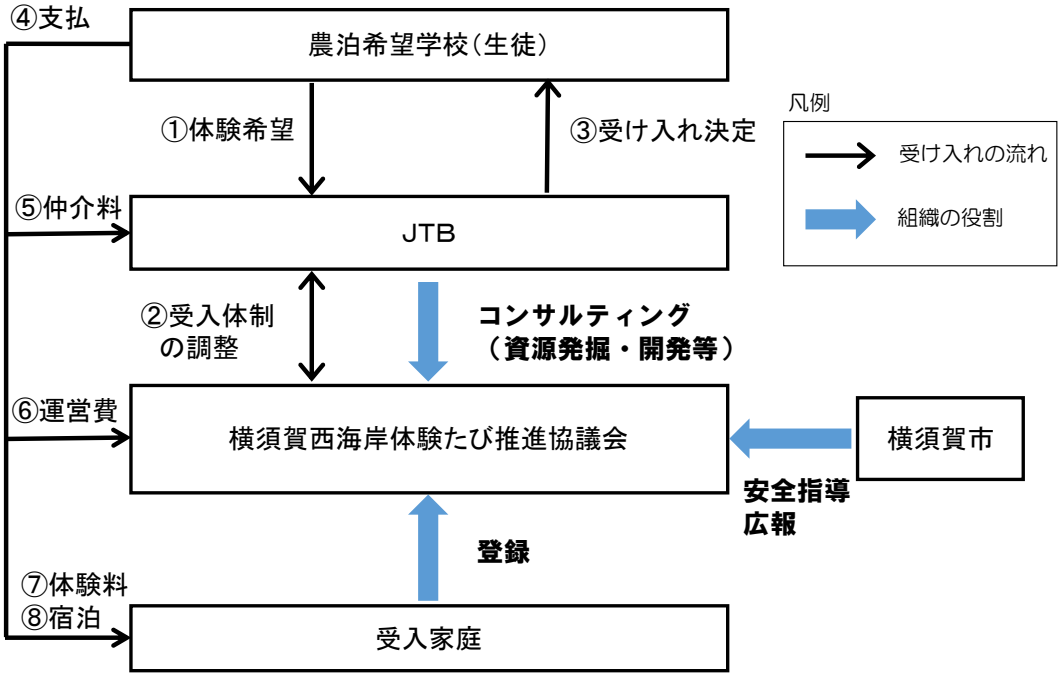

出所）横須賀西海岸地区体験たび推進協議会資料を基に作成

３）地域住民による土産品開発

協議会ではお土産班を組織し、「長井にもともとあるもの」「長井の人」をコンセプトに、商品開発に挑んだ。家庭料理持ち寄り会では天然ひじきのサラダの試作等、試行錯誤を重ねた。また、地元の長井中学校の生徒から募集した長井名物をイラスト化してプリントしたＴシャツやパーカー、方言の書かれた手ぬぐいや湯飲み等を開発した（写真５、６）。

開発した土産品は、地域のイベント時や入村・離村式の会場である「長井海の手公園ソレイユの丘（以下、ソレイユの丘）」でも展示販売している。また、保護者にも地域の特産物を紹介できるよう、農産物・魚介類を掲載した「長井おみやげカタログ」を作成し、受け入れ時以外の間接的な経済効果も期待できるよう工夫している（写真７）。

写真５　長井名物をプリントしたＴシャツ

写真６　長井方言の書かれた湯呑

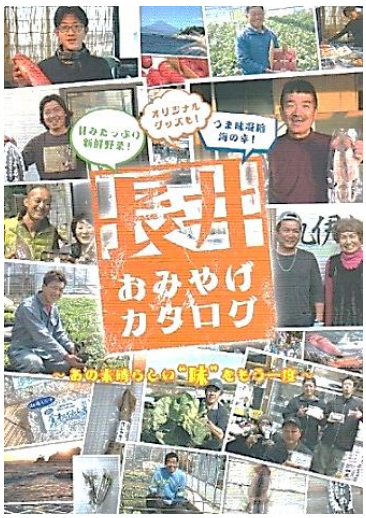

写真７　長井おみやげカタログ

出所）写真5，6は横須賀市都市政策研究所撮影、写真7は横須賀西海岸地区体験たび推進協議会提供

４．体験プログラムの事例

１）農泊スケジュール

体験プログラムの流れと実際に受け入れを行っている家庭の様子を整理する（図表 17、写真８～12)。

生徒たちは横須賀西海岸地区に到着すると、ソレイユの丘にて入村式を行う。入村式には、受入家庭や輸送班、ボランティア団体が自家用車で生徒たちを迎えに来る。入村式終了後、生徒たちは受入家庭先に４、５人のグループに分かれて車移動する。そして、家庭に到着すると家業体験に移行する。体験内容は、農漁業体験や味覚体験が主だが、家業を持たない一般家庭では海辺散策や近隣農家の畑の見学、地元水産加工工場の見学等も取り入れている。家業体験後は、受入家庭と一緒に夕食作りをする。食事メニューは受入家庭に任されており、魚介や野菜等の地元食材を生かしたメニューで迎える[45]。夕食後は団らんの時間を過ごす。翌日午前中には各家庭の家業体験をして過ごし、昼頃に再びソレイユの丘にて離村式を行う。生徒たちと各家庭の別れの時間は、感謝と寂しさで感動に溢れた光景が広がる。

また、修学旅行全体のスケジュールは、西海岸地区の農泊の前後にて東京観光し、２泊３日旅程のうち１泊を都内のホテルで宿泊する学校が多い。大都市近接性が地方都市部の修学旅行の需要の多さに繋がっていると言える。

図表 17　農泊スケジュール（１泊２日）

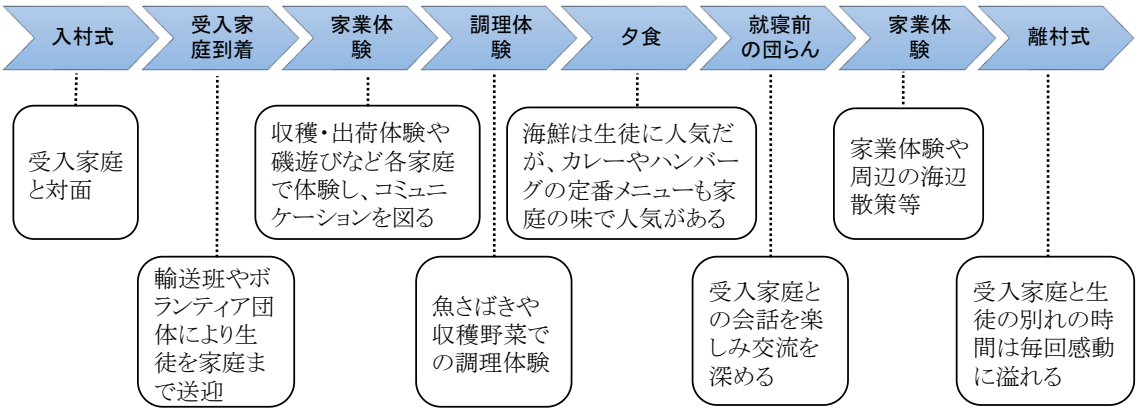

出所）横須賀西海岸体験たび推進協議会資料を基に作成

[45] 受入家庭は食品衛生講習会を受講しており、食物アレルギー等の生徒の情報は学校側からＪＴＢを通して事前に報告される。

写真8　歓迎の横断幕

写真9　漁業体験（舟釣り）

写真 10　磯遊び

写真 11　食事風景

写真 12　着物を着たインドネシア生徒

出所）写真8，9は横須賀市都市政策研究所撮影、写真 10，11，12 は受入家庭提供

２）受入家庭の対応事例

①　ヒアリング結果

長井地区の受入家庭４世帯におけるヒアリング結果を図表 18 に整理する。４世帯に共通する特徴として、生徒たちとの交流をいきいきと楽しむ様子や、受入家庭間での情報交換や相談を通じて連帯感が醸成されていく様子が挙げられる。

受入家庭に登録した動機は、地域活性化や地域との繋がりを強めたいといった内容等が挙がる。少子高齢化による地域の活力の低下という地域課題の認識共有が実現していた家庭から始まり、元々地域住民同士の繋がりが強かったこともあり短期間で受入家庭が拡大していったと考えられる。

体験メニューに関しては、漁家や農家は家業体験に取り組み、一般家庭は近隣の農家の見学や磯遊び、水産加工工場の見学等、地域ならではの体験を用意している。

食事に関しては、特別なメニューは用意せず、普段のままの生活を体験してもらっている。農泊の食事については、カレーやハンバーグ等の定番メニューではなく郷土料理を織り交ぜたメニューが多い。しかし協議会は、カレーやハンバーグであっても自家製野菜がたくさん入った手作り料理は地域の味であり、ありのままの地域の家庭料理を紹介することで、生徒側も受入側も楽しみながら交流できると考えている。実際に、生徒たちは地元野菜がたくさん使われた手作りのカレーやハンバーグにとても喜んでおり定評メニューとなっている。

また、一部の受入家庭では、農泊後も手紙やＳＮＳ等で交流する生徒がいると回答しており、１泊ではあるが密度の高い交流をしていることが窺える。

一方改善点では、受入頻度に関して共通の意見が挙げられた。具体には、「オンシーズンの受入回数（週２回）の多さに対する体力的な限界」、「急に受け入れ不可能になった家庭の代替による一部家庭への負担の偏り」等が挙がった。これは、需要が高まった結果昨年度に約 2,000 人を受け入れたことが、地域の受入容量を超えてしまったことを示唆している。協議会もこのような意見を受け止め、今後の方針の改善点として捉えている。

また、家業体験の設定は各家庭に一任されているため、農漁家ではない一般家庭はメニュー設定に悩む場合があるとの意見もあり、協議会等からのサポートがあることが望ましいと考える。加えて、協議会の運営が会長等の特定の役員のリーダーシップにより維持されていることから、後継者の育成が今後の課題として指摘されている。

②　共通の意思決定と横須賀西海岸の農泊スタイルの形成

受入回数を重ねて得られた方針として、重要なことは「コミュニケーションを通しての生徒との心の繋がり」である。そして、「特別な体験を用意するのではなく、普段の地域の生活を知り体験してもらう中で、生徒と受入家庭の繋がりを大切にする」という共通の意思決定が協議会でなされた。このように、受け入れを重ねていくことで、食事メニューや生徒への接し方等、横須賀西海岸の農泊スタイルが徐々に形成されている。

図表 18　受入家庭のヒアリング結果

	漁家A	農家B	一般家庭C	一般家庭D
家族	40代夫婦+子4人	60代夫婦+母	60代夫婦+母	70代単身女性
動機	・2015年から参加。 ・地元青年部経由で勧誘された。 ・隣市からの転入者であることもあり、地域活動への参加意欲が強い。 ・子どもたちにも良い経験になるのではないかと思った。	・トライアルの時から参加。 ・妻が所属する地域の婦人防火クラブ経由で受入れ家庭に勧誘された。 ・地域のためになるのであればと思い参加した。	・トライアルの時から参加。 ・妻が所属する地域の婦人防火クラブ経由で受入れ家庭に勧誘された。 ・妻は元教師で子どもと接することに慣れていた。 ・独立した子ども達の部屋が空いていた。	・トライアルの時から参加。 ・介護ヘルパーとして訪問介護に携わっており、地域活動にあまり参加できていなかったため、地域に馴染む良い機会だと思い参加を決めた。
体験	・漁船での相模湾航行。 ・魚さばき体験。	・季節野菜の勉強や収穫体験。 ・畑の草取り、管理体験。	・プライベートビーチでの海水浴。 ・近隣のしらす釜揚げ工場見学。 ・ソレイユの丘の露天風呂。 ・自宅周辺の環境を生かした体験。	・磯遊びや隣家の蟹販売店見学。 ・近隣農家の畑見学。 ・けん玉やお手玉、羽子板などの昔ながらの遊び。 ・着物の着付け（インバウンド）。 ・手のみ使う鰯のさばき方や、鰹をさばきたたきの刺身にする方法の体験。
食事		・収穫した野菜を使用。 ・じゃが芋の素揚げ、キャベツのボルシチ、玉ねぎを入れたシュウマイ、じゃが芋と玉ねぎのカレー、自家製ポップコーン、自家製ところてん等。	・近隣農家からのいただきものの野菜を使用。 ・地元産キャベツを餡に入れた餃子。	・近隣の鮮魚直売所で購入した魚を主菜にすることが多い。 ・卓上鍋で魚介の天ぷらを揚げながら食べる。
感想	・事業を通じて地元住民との交流を実感。 ・生徒を預かることへの緊張感はあるが、その後も続く手紙やSNSでの交流を楽しむ。 ・現在は会長や事務局長のリーダーシップが大きく、後継者の育成は課題と感じている。	受入頻度が高い時期は大変さを感じることもあるが、その分毎回充実感を得られ、楽しみながら農泊に取り組んでいる。	・交流した生徒たちとはその後の関係も大切にしている。	・農泊を始めたことで、新たな知り合いが増え、地域住民同士の交流の広がりを実感している。 ・別れ際に多くの生徒が泣いて惜しんでくれ、やりがいを感じている。 ・交流のあった生徒とはその後もSNSや手紙で連絡をとり、良好な関係を続けている。

出所）受入家庭へのヒアリング結果を基に作成

５．まとめ

１）横須賀西海岸地区の農泊の効果と成立要因

農泊を始めたことで、地域住民同士の交流範囲は広がり、既存の知り合い同士の親睦は深まり、地域住民同士の繋がりは着実に強くなっている。また、生徒たちとの交流により得られた非経済効果は受入家庭の活力になっている。

当事業の成立要因として、第一に地域の魅力を見抜いた外部の視点、第二に地域キーパーソンのリーダーシップ、第三に地域の将来をどうにかしなければいけないという共通意志を持つ地域プレーヤー(受入家庭)の多さ、第四にＪＴＢの集客力、最後に大都市近接性が挙げられる。

２）横須賀西海岸地区の農泊の課題

地域住民同士の繋がりの強化と共助力の向上を目的として取り組み始めた農泊だが、協議会の執行メンバーと受入家庭の高齢化による事業継続性確保の困難が予測される。

農泊の継続性を担保するためには、事業継承者や受入家庭の継続的な確保を要する。事業継承者を確保するためには、組織力を高めるための取り組みが必要であると考える。そのためには、一定の収益性が担保されることが求められ、法人化は一つの手段として挙げられる。

また、受入家庭の確保だが、現在は、受入家庭が家業体験を準備し対応する形式であり、受入家庭は宿泊対応から家業体験の設定・対応まで全てを担っている。そのため、特に家業を持たない一般家庭や高齢世帯において受入時の負担はそれなりに大きいものと推察する。先ずは、組織レベルでの体験メニューの開発・設定や、体験プログラム実行組織の形成・設置等により、受入家庭に集約される受入労力を分散することが望ましい。役割が分担され農泊に係る地域住民が増えることで地域プレーヤー層の拡大に繋がり、体験メニューが豊富に準備されることで受入客層の拡がりにまで期待できる。

第４章　今後の可能性と展望

１．都市近郊型農泊としての横須賀西海岸モデルの可能性

横須賀西海岸地区の農泊は、首都圏において農業と漁業の両方の家業体験が可能な豊かな地域資源を持つ本市特有の魅力を活用した取り組みであり、地域活性化や交流人口増加の観点から継続的な活動が望まれる。

本稿では、農泊を中心に取り組む場合を「都市近郊型農泊」と「地方農村型農泊」に大きく分けており、横須賀西海岸地区の取り組みは、都市近郊型農泊として位置付けられる。

都市近郊型農泊の先進事例として（一社）みなかみ町体験旅行や（株）大田原ツーリズムの取り組みを取り上げた。両事例の特徴として、都心からのアクセスの良さを利点に、学生向けの農泊だけでなく、日帰り体験や一般宿泊客の受け入れも積極的に取り組んでいる点が挙げられる。一方、地方農村型農泊で取り上げた（一社）近江日野交流ネットワークや（一社）南島原ひまわり観光協会の特徴として、受け入れのほとんどが修学旅行客であり、一般宿泊客は少ないという点が挙げられる。

横須賀西海岸地区の農泊は、首都圏という立地と交通利便性の高さを生かし、修学旅行で東京観光と農泊を組み合わせる旅程を提案可能であり、都市近郊型農泊の持つ「都市部からのアクセスの良さ」と地方農村型農泊の「修学旅行の行程に組み込みやすい」という両者のメリットを保有している点が特長と言える。さらに「農業」と「漁業」の両方を体験可能な恵まれた環境条件にあることから、都市近郊型農泊における「横須賀西海岸モデル」としての確立が、今後の展開によって可能であると考える。

２．展望

先進事例の取り組みを横須賀西海岸地区への示唆とすると、具体には、日帰り体験を含む体験メニューの多様化と設定により、受入家庭の労力低減を試み、事業に携わるハードルをできる限り低くなるような体制へと整えることが望ましい。結果的に、地域プレーヤー層の拡大だけではなく、訪問客層の拡大にまで繋がることが期待でき、事業の継続性確保に繋がるものと考える。また、先進事例の大半は法人化しており、組織の社会的信用や透明性への寄与、運営スタッフや活動施設な等の経営資源を入手しやすくなるなど経営上のメリットの点からも参考にしたい[46]。

ここでは、法人化と体験メニューの設定に関する参考資料を以下に整理する。

１）法人化の検討

西海岸地区の農泊の課題である事業の継続性を確保するための方法の一つとして法人化を挙げた。第２章で記述した宿泊体験受入に取り組む 15 の先進事例（図表９）でも、一般社団法人（５例）やＮＰＯ法人（３例）、株式会社（２例）等の法人が運営の主体であり、農林水産省も農泊推進対策の一つに法人化を提示している[47]。

法人化に関しては、法人化に至るまでの組織内での話し合いや決定事項のタイミング等のプロセス、法人化のメリットや変化点等をあらかじめ知った上で議論する必要がある。そこで、任意団体を法人化する場合に抑えておくべきポイントについて整理する[48]。

任意団体を法人化する場合の選択肢を図表 19 に示す。第一に、事業の目的が非営利または営利によって、非営利法人組織と会社組織に大きく分かれる。非営利法人形態とする場合は、特定非営利活動法人（以下、ＮＰＯ法人）、一般社団法人、一般財団法人が選択肢として挙げられる。一方会社形態とする場合は、株式会社や合同会社（日本版ＬＬＣ）が挙げられる。また、法人格ではないが、有限責任事業組合（ＬＬＰ）に組織を変えて活動するという方法もある。

図表 19　任意団体の法人化の選択肢

非営利法人形態	会社形態	法人格なし
特定非営利活動法人（NPO法人）	株式会社	有限責任事業組合（LLP）
一般社団法人	合同会社（日本版LLC）	
一般財団法人		

出所）森（2008）p. 26 掲載表を参考に作成

[46] 行實（2003）参照。
[47] 農林水産省（2016）参照。
[48] 森（2008）参照。

西海岸地区の農泊の場合、「地域住民の繋がりを強め共助力を高める」という協議会設立時の目的からも、先ずは非営利目的の法人化の検討が適切と考える。そこで、非営利法人形態である、ＮＰＯ法人と一般社団法人の比較を図表 20 に整理し、設立手続きの流れを図表 21 に示す。

ＮＰＯ法人は、1998 年 12 月に施行された「特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法)」により設立が可能になった。一方、一般社団法人は 2008 年 12 月施行の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づく。両者の共通点は、設立時に資本金が原則不要な点である。また、非営利なので配当金は無い。

相違点としては、一般社団法人の方がＮＰＯ法人に比べ容易に早く設立でき、役所の監督等が無い点が挙げられる。一般社団法人は設立時に２人以上確保できればよく、手続きは設立の登記のみでよい。そのため、２週間から１ヶ月程度で設立が可能である。また、ＮＰＯ法人のように事業目的に制限が無く、監督所管庁が無いため毎事業年度の事業報告や収支計算書を提出する必要が無い。逆に、設立・運営の簡易性により社会的信用がＮＰＯ法人よりも劣るとも言える。

運営面に関しては、両者ともマネジメントの難しさが課題である。団体を継続的に運営していくためには、人々の善意や行政からの補助金等に頼るには限界がある。マネジメント力を持つ人材の確保が団体の継続的な運営に繋がっていくものと考える。

図表 20　一般社団法人とＮＰＯ法人の比較

法人格	一般社団法人	NPO法人
事業目的	公益事業、非公益かつ非営利事業、収益事業	20の特定非営利事業 その他の事業
設立者数	2人以上	10人以上
資本金	不要	不要
役員①(理事)	理事1人以上で理事会の設置は任意	理事3人以上で理事会必置
役員②(監事)	理事会設置するときは監事1人以上	監事1人以上
評議員	不要	不要
会計監査人	基本的には不要 (大規模法人なら1人以上)	不要
役員等の任期	理事2年(再任可能) 監事4年(再任可能) 評議員4年(6年まで伸長可能。再任可能)	理事2年(再任可能) 監事2年(再任可能)
役員の非親族要件・報酬規制	なし	あり
所管庁	なし	都道府県庁又は内閣府
許認可	なし	認証
監督・報告義務	なし	所管庁の監督・報告あり
税制優遇	全所得課税か収益事業課税かを選択	収益事業課税
設立手続	定款を公証役場で認証後、設立登記	所管庁の認証後、設立登記
設立期間	2週間～1ヶ月ほど	4ヶ月～6ヶ月ほど
設立(法定)費用	6万円～	0円～
利益分配(配当)	不可能	不可能
組織変更	公益社団法人に組織変更可能	国税庁認定NPO法人に組織変更可能

出所）森（2008）p. 26 掲載表と内閣府（2017）を参考に作成

図表 21　一般社団法人とＮＰＯ法人の設立手続き

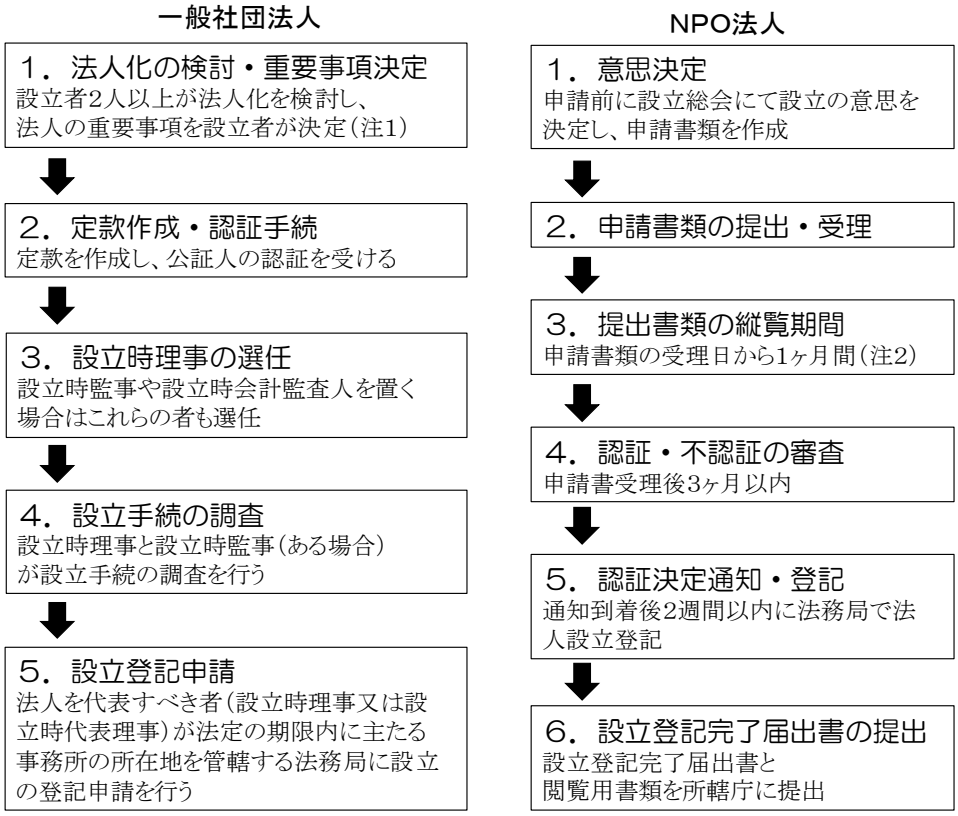

注１）重要事項とは、法人の名称、事業目的、主たる事務所の所在地、事業年度等である。
注２）公衆の縦覧に供するものは提出書類の一部の、定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書である。

出所）森（2008）p. 20、内閣府（2017）p. 14 を参考に作成

２）体験メニューの多様化

体験メニューの設定と多様化も検討事項として考えられる。現在は受入家庭が体験メニューを準備しているが、負担軽減や体験メニューの多様化を目的に、さまざまな組織と連携し、日帰り体験を含む体験メニューの設定が望ましいと考える。

参考として、首都圏でのＧＴの取組み農業集落数の割合が高い埼玉県と茨城県において、ＧＴの活動内容の傾向を把握する[49]。両者ともＧＴ専用のポータルサイトを県が運営しており、そこから事例収集した[50]。図表 22 に両県のＧＴ取り組み事例を示す。埼玉県は 64 事例、茨城県は 189 事例を収集し、内容別の取り組み割合を算出した。

埼玉県は、農産加工体験や農作業体験・体験農園の割合が最も高く、次いで観光農園、自然体験と続き、体験交流型の活動内容が多くの割合を占めている。他方茨城県は、市民農園と直売所が多くを占め、その他に農産加工体験、農作業体験と続いており、埼玉県と同様に、上位には体験交流型の活動内容が並ぶ。一方、空き家活用や廃校活用等の建築ストック活用や、地域特産品の展示即売や郷土料理提供・調理体験等の地域文化的交流は両者共に割合が低い。また、宿泊施設（ホテル・民宿等）の活用もどちらもあまり高くなく、全体的に、日帰りタイプの体験交流型の取り組みが主流であることが窺える。

図表 22　グリーン・ツーリズム専用ポータルサイトに掲載された事例の活動内容別の割合

埼玉県			茨城県		
順位	活動内容	割合（%）	順位	項目	割合（%）
1	農産加工体験	42.2	1	市民農園	46.6
2	農作業体験・体験農園	37.5	2	直売所	22.8
3	観光農園	28.1	3	農産加工体験	18.0
4	自然体験	26.6	4	農作業体験・体験農園	16.9
5	農家レストラン	26.6	5	観光農園	11.1
6	直売所	21.9	6	農家レストラン	10.1
7	体験教室・授業	21.9	7	自然体験	8.5
8	伝統工芸体験・展示即売	20.3	8	伝統工芸体験・展示即売	7.4
9	キャンプ場活用	20.3	9	宿泊施設（ホテル・民宿等）の活用	7.4
10	公的宿泊施設の活用	9.4	10	体験教室・授業	6.9
11	宿泊施設（ホテル・民宿等）の活用	6.3	11	公的宿泊施設の活用	3.7
12	温泉の活用	6.3	12	空き家活用	3.2
13	郷土料理提供・調理体験	4.7	13	キャンプ場活用	2.1
14	地域特産品の展示即売	4.7	14	廃校活用	2.1
15	空き家活用	3.1	15	地域特産品の展示即売	1.6
16	市民農園	1.6	16	温泉の活用	1.6
17	廃校活用	1.6	17	郷土料理提供・調理体験	0.5

出所）埼玉県と茨城県のグリーン・ツーリズムポータルサイトの情報を基に作成

[49] 世界農林業センサス（2015 年）における、関東・東山地方でのＧＴに取り組む農業集落数の内訳は、長野が 35%と最も高く、次いで埼玉 20%、茨城 13%と続き、神奈川県は５%と低い。
[50] 2017 年 10 月２日～27 日に閲覧。
グリーン・ツーリズム埼玉：http://www.pref.saitama.lg.jp/greentourism/index.html
いばらきのグリーン・ツーリズム：http://www.green-tourism.pref.ibaraki.jp/

３．おわりに

以上、諸課題への今後の具体な取り組みの可能性として、法人化や関東圏の児童・生徒や一般客を受け入れる日帰り体験や体験メニューの多様化、それに伴う受入家庭の負担軽減と地域プレーヤー層拡大の可能性について考察した。

更に、発展的・継時的視点では、より多くの地域住民が農泊に取り組みやすくなるよう、活動拠点施設の設置や複数家庭の連携による受け入れ等の事業の枠組みづくりが考えられる。そのためには、西海岸地区だけではなく横須賀市の他の農山漁村部との連携の可能性を検証する必要がある。その場合、他地域において農泊を含むＧＴに関する取り組みについての意識確認作業が求められる。ただし、地域内の人材のみでの対応は、「交流疲れ」に繋がり事業の存続自体に影響することが既往研究等で指摘されている。他地域の先進事例からも読み取れるように、外部の組織や人材による地域活動への支援はまちづくり事業の継続性を担保するものであり、横須賀西海岸地区の農泊においても検討の余地があるのではなかろうか。

これまで横須賀市は、安全指導や広報等の後方支援という立場での関わり方であった。しかし今後は、農泊の継続性を保つことを目的に、現事業推進体制等の諸課題の解消に向け関わり方を検討する時期にあると考える。先ずは、同じ都市近郊型農泊を運営する組織や関係団体の調査・研究により、管理・運営面での課題について議論する場を設けることが重要である。そして、事業の推進組織の安定化を図るためには、例えば財源や人材面での支援が有効であり、補助金等による支援や事務局運営を一部担うこと等が手段として考えられる。

次いで、経済的に安定した運営とするためには、推進組織の取り組みに対し必要に応じて連携していくことが望ましい。例えば、日帰り体験の導入や体験メニューの多様化等による客層の拡大に関しては、体験プログラムの企画運営組織や運営に協力可能な地域組織等との架け橋としての役割が挙げられる。

最後に、農業と漁業をあわせ持つという他地域に比べ優位な自然環境条件をより生かすような地域の魅力磨きに取り組むことも農泊事業の推進に繋がると考える。

参考文献

はじめに

佐藤真弓（2010）「都市農村交流と学校教育」農林統計出版

第１章

農林水産省（2012）「平成 24 年度 食料・農業・農村白書」

農林水産政策研究所（2015）「子供農山漁村宿泊体験の現状と課題－宿泊体験受入者の意向調査及び実態調査結果－」農村活性化プロジェクト、研究資料、第６号

佐藤真弓（2010）「都市農村交流と学校教育」農林統計出版

宮田静一（2010）「しあわせ農泊」西日本新聞社

中尾誠二（2008）「農林漁家民宿に係る規制緩和と民宿の位置付けに関する一考察」日本農業経済学会論文集、pp.186-193

厚生労働省（2017）「イベント民泊ガイドライン」

厚生労働省医薬・生活衛生局、国土交通省土地・建設産業局、国土交通省住宅局、国土交通省観光庁（2017）「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）」

小田切徳美（2014）「農山村は消滅しない」岩波新書

第２章

農林水産省農村振興局（2017a）「農泊プロセス事例集（2017）」

佐藤真弓（2010）「都市農村交流と学校教育」農林統計出版

農林水産省農村振興局（2017b）「農泊の推進について」

農林水産政策研究所（2015）「子供農山漁村宿泊体験の現状と課題－宿泊体験受入者の意向調査及び実態調査結果－」農村活性化プロジェクト、研究資料、第６号

佐久間康富・藤原ひとみ（2016）「集落ＮＰＯの宿泊事業を契機とした都市農村交流による集落空間の変化　－兵庫県篠山市「集落丸山」における宿泊事業の変化に関する研究（その１）」日本建築学会大会学術講演梗概集、pp175-176、2016.8

森戸哲（2001）「都市と農村の共生を考える～交流活動の現場から～」農村計画学会誌、Vol.20、No.3、pp170-174、2001

みなかみ町（2015）「みなかみ町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年 10 月）」

鈴木誠二（2017）「みなかみイノベーション　群馬県みなかみ町に見る農泊を核とした観光まちづくり」あさ出版

第３章

行實鉄平・清水紀宏（2003）「総合型地域スポーツクラブのマネジメントに関する事例研究　―ＮＰＯ法人化過程に着目して―」体育・スポーツ経営学研究、第 18 巻、第１号、2003.3

農林水産省（2016）「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」説明資料（H28.12）

森健輔（2008）「基礎法務 任意団体を法人化する場合の選択肢　一般社団法人等・NPO 法人・営利法人の比較検討」非営利法人、No.764、pp.16-26、2008.10

内閣府（2017）「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き（平成 29 年 12 月）」

田中輝美（著）小田切徳美（監修）（2017）「よそ者と創る新しい農山村」JC 総研ブックレット、2017.3

第４章

田中輝美（2017）「関係人口をつくる」木楽舎

◆執筆者等

上条　浩　　都市政策研究所長
宮川　栄一　　都市政策研究所副所長

政策研究担当
◎大庭　知子　　都市政策研究所非常勤研究員
鈴木　栄之心　都市政策研究所非常勤研究員

◆都市政策研究所専門委員

玉村　雅敏　　慶應義塾大学総合政策学部教授
豊田　奈穂　　NIRA 総合研究開発機構主任研究員

（◎は本報告の執筆者）

平成 30 年（2018 年）３月発行
横須賀市都市政策研究所
〒238-8550　横須賀市小川町 11 番地
ＴＥＬ：046-822-8258　ＦＡＸ：046-822-9285
E-mail：upi-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp
ＵＲＬ：http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0830/upi/index.html